

524
291

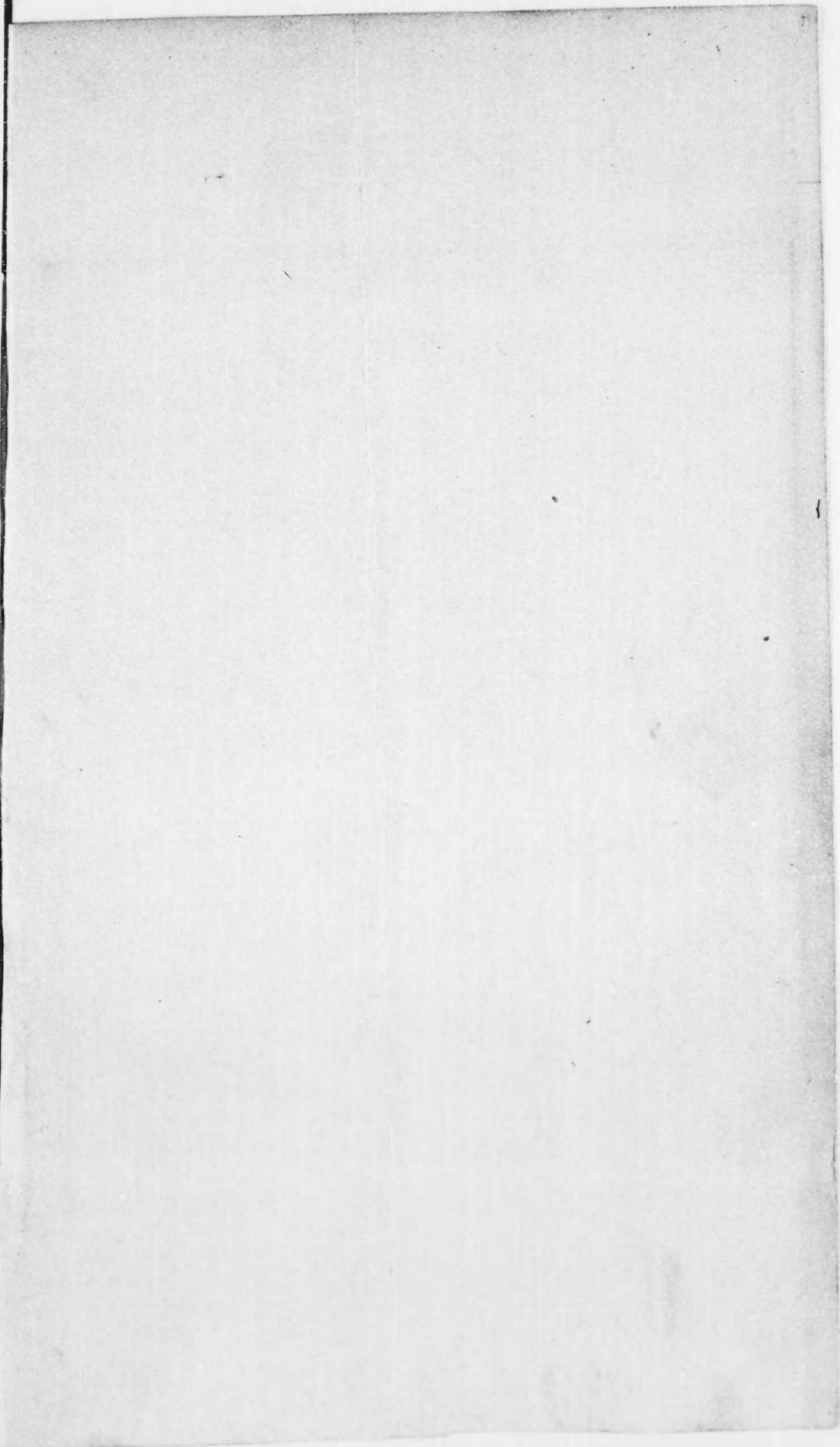
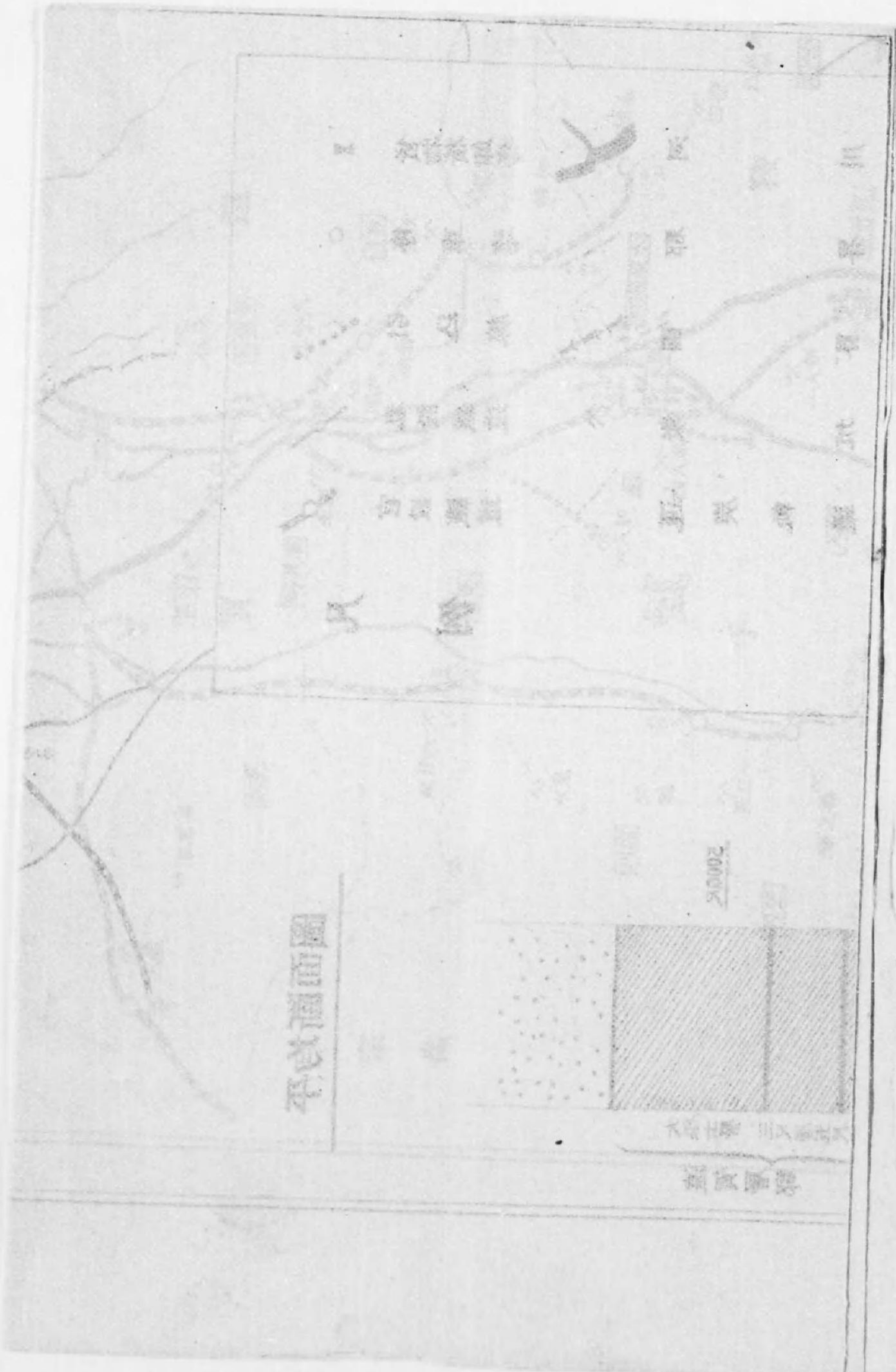


始

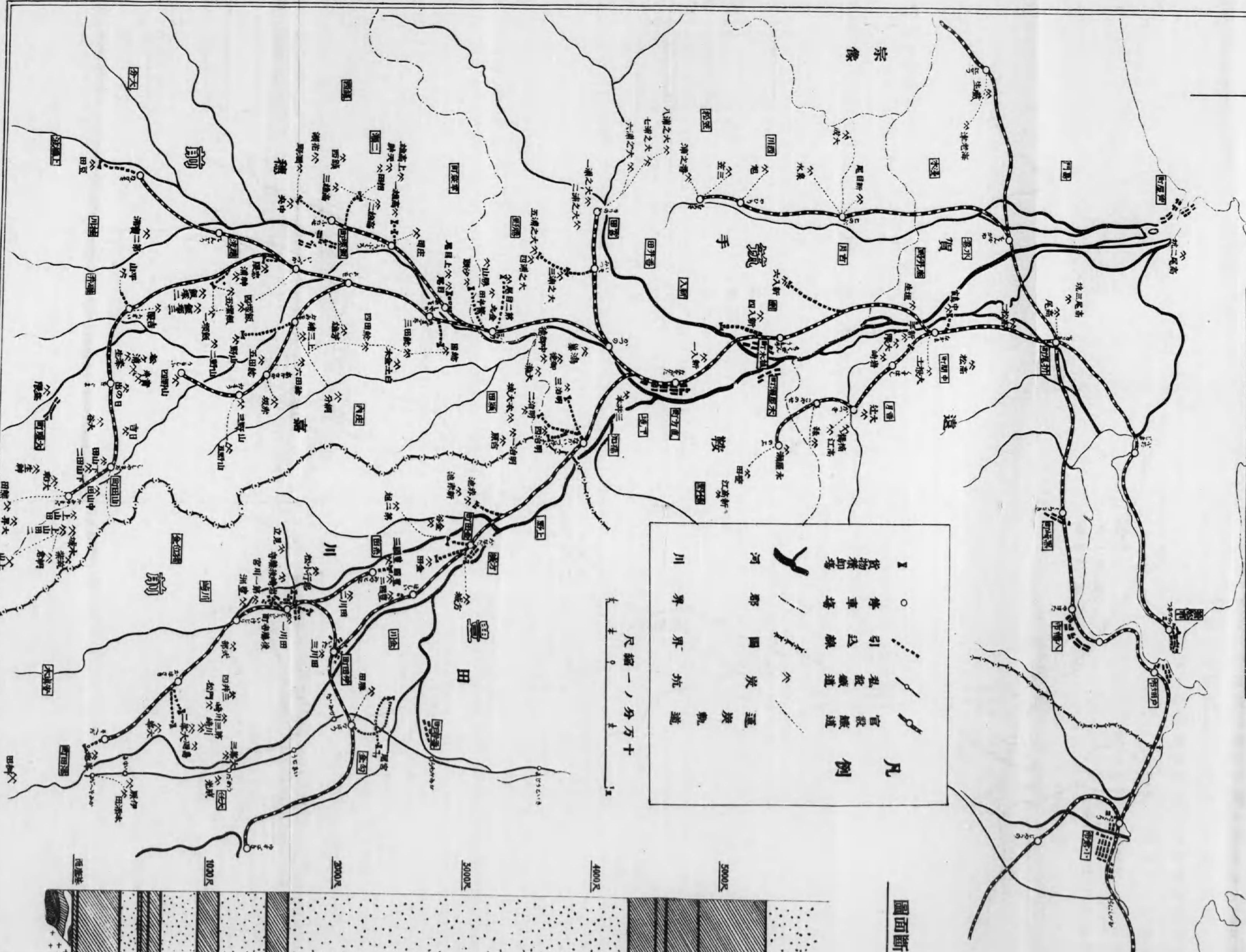


筑豊炭山労働事情

大阪地方職業紹介事務局



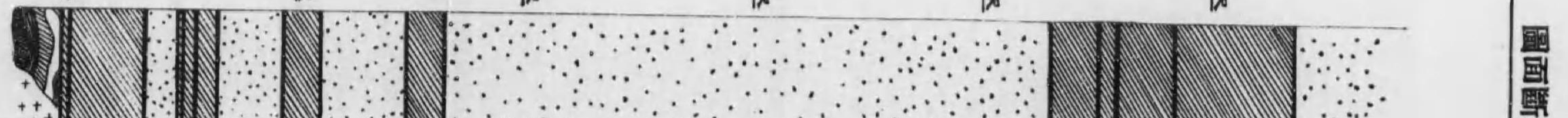
筑豊分山布圖



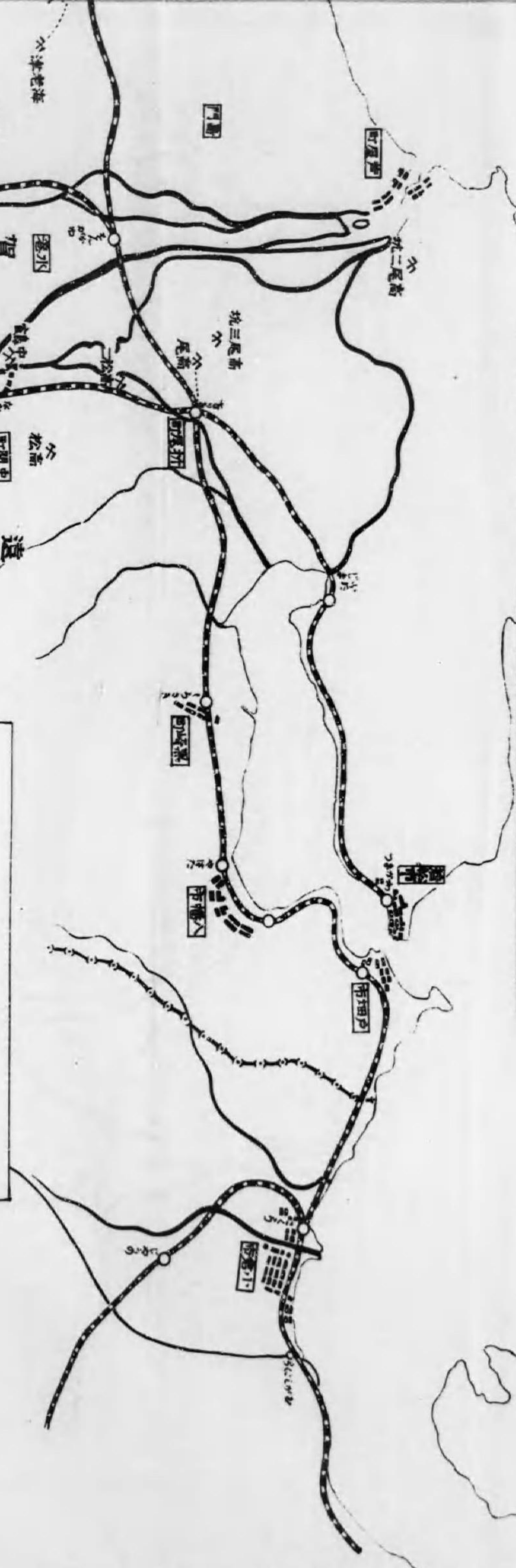
凡例

- 官設鐵道
- 私設鐵道
- 運炭軌道
- 炭坑
- 國界
- 郡界
- 坑界
- 河川
- 停車場
- 貨物標如場

尺縮一ノ分万十



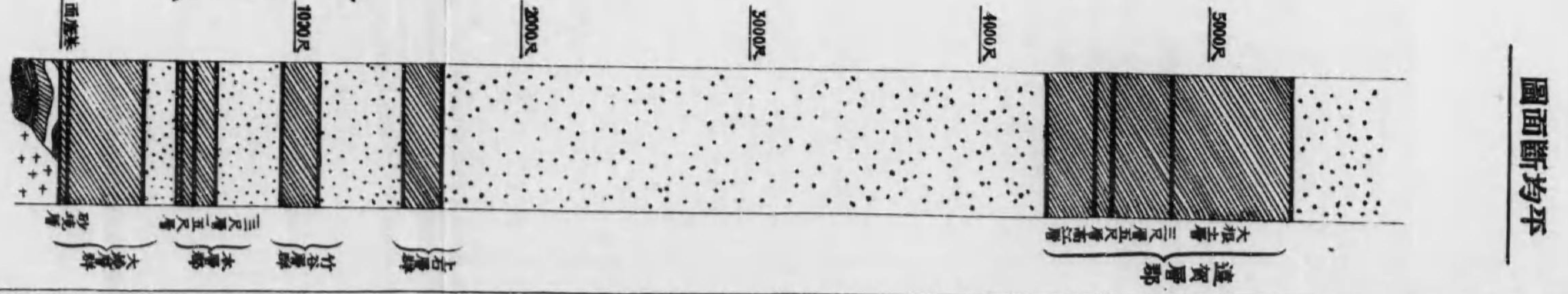
筑豊炭分山布圖



凡例

- 官設鐵道
- 私設鐵道
- 炭坑
- 國界
- 郡界
- 川
- 河
- 貨物積卸場
- 停車場
- 引込線

尺縮一ノ分万十





はしがき

寄贈本

燃料問題が一國ノ國防又ハ産業上ノ重要問題タル事ハ敢テ喋々ヲ要シナイ。而シテ我が筑豊炭田ハ最近ノ年産額約一千五百萬噸(佛屯)デアツテ我國全産額ノ五六割ヲ占メテ居ル事實ニ見レバ、筑豊炭産業ガ獨リ産業上ノ見地カラ許シテ無ク、我國ノ労働問題ノ上カラモ如何ニ重要デアルカヲ判カル。當事務局ハ昨秋海軍經營ノ福岡縣新原炭坑ヲ調査シ其ノ結果ヲ發表シタガ、今春更ニ同地方ノ代表的炭山三四ヲ撰ビテ局員河島幸助君ヲシテ入坑實査セシメ差支ナキ限リ調査ノ概要ヲ録シタルモノガ本篇デアル。今茲ニ之ヲ

15. 8. 6.
寄贈



刊行スルニ當リ、此調査ニ多大ノ同情ト援助トヲ與ヘラレ
タル福岡鑛山監督局、筑豊鑛業組合及關係鑛業所各當局ニ
對シ、深甚ノ感謝ヲ表スルモノデアリマス。

大正十五年六月

大阪地方職業紹介事務局長

久田宗作

目次

第一章 緒論	一
第二章 筑豊煤田の沿革	三
第三章 筑豊挾炭層	七
第四章 石炭採掘に關する概念	一〇
第五章 筑豊炭坑と勞働者數	一七
第六章 勞働者統轄方法	二一
第一節 統轄方法	二一
第二節 勞務係員の職務	二五
第七章 勞働者職別業態と賃銀算定	二六
第一節 坑夫の業態	二六
第二節 坑内夫	二九
第三節 坑外夫	三三
第四節 雜夫及日役	三三

第五節 勞働要具	三四
第八章 勞働時間	三六
第一節 就業時間	三六
第二節 休憩時間及休日	三八
第九章 勞働賃銀及賞與	四〇
第一節 勞働賃銀	四〇
第二節 賃銀支拂方法	四五
第三節 檢炭と不明炭	四七
第四節 賞與	四七
第十章 業務上の傷害狀況	四九
第十一章 坑夫住宅及生活狀態	五三
第一節 住宅	五三
第二節 家族數	五六
第三節 生計費	五八
第四節 監獄部屋	六〇

第十二章 勞働爭議及勞働組合	六〇
第十三章 福利施設	六一
第一節 日用品の供給	六一
第二節 教育及修養	六一
第三節 慰安及娛樂	六二
第四節 託兒所及幼稚園	六四
第五節 人事相談所	六五
第六節 鑛山委員會	六六
第七節 金融機關	六七
第十四章 炭山の風紀	六八
第一節 坑内風紀	七六
第二節 坑外風紀	七六
第十五章 坑夫出身地及前職	七七
第一節 坑夫出身府縣	七八
第二節 坑夫の前職	七九

四

第十六章 坑夫の年齢	八二
第十七章 坑夫の教育程度	八四
第十八章 坑夫の勤続年数	八五
第十九章 坑夫異動	八七
第一節 坑夫の異動状況	八七
第二節 坑夫退山の理由	九〇
第三節 解雇者歸趨状況	九二
第二十章 坑夫雇傭状態	九二
第一節 坑夫募集	九二
第二節 營利紹介業	九四
第三節 就職旅費	九六
第四節 就職の順序	九七
第二十一章 結論	一〇一

筑豊炭山労働事情

第一章 緒論



我國の産業投資額に見て石炭鑛業が如何なる地位にあるかといふに事業會社資本總額百五十五億六千七百七十九萬三千九百九十七圓中鑛業が九億六千九百八十六萬六千四百四十五圓、其の中石炭鑛業に對する投資は三億六千五百萬圓といふ最近の調である。而して石炭の産額は年額約三千萬屯、價格四億萬圓、採掘に従事する會社數二百五十余に及んでゐるが之に従事する労働者の數は、工場鑛山労働者總數二百二十四萬千四百四十八人の中に鑛山労働者二十九萬三千九百九十七人あつて、其中の二十四萬九千九百九十九人が石炭山労働者といふ事になつて居る。即ち金屬山其他の鑛山を含めた鑛山労働者總數の八〇%までが石炭山労働者なのである。

當事務局に於ては舊臘「新原海軍炭坑労働事情」を編し職業紹介事業の參考に供する所があつたが地下労働である斯業には労働問題として殘されてあるものが多々あることを認めざるを得ないので、職業紹介所が此重要産業に對して、労働の需給を圓滑に行ひ、雇傭機關として成績を良好ならしむるには今一層労働事情を詳細に調査し、取扱方法を研究するの必要があると思ふ。

最近世界の趨勢は産業振興に依つて國力の増進を圖り互に他國に當らんとする所謂産業戰旺なるの時に當り、工業の原動力たる燃料問題は最も重要な國家問題であるだけ、石炭鑛業の地位も亦考慮に余りあるものと察せらる。我國の煤田の壽命は定評のある所を聞くに眞に心細いものである。之が對策としては種々あることであらうが、採炭法の改善を行ひ挾炭層の大部分乃至全部を掘り採る方法を講せねばならぬと即ち採炭設備と労働の合理的管理とに關する改良を要する。別言すれば勞力を理想的に提供せしむる方法如何の問題である。往々炭坑労働者と言へば監獄納屋に住居し喧嘩と賭博とに依り其の日を送つて居るものと思はれて居る如き労働状態にては、眞實に産業を振興せしむる所以であるまい。輓近我國石炭鑛業は鑛業法其他の諸規則の完備と相俟つて知識階級を炭山直接經營に預らしむるに至り労働者統轄の方法に於ても從來の納屋制度を廢し直轄制を行ふ向多くなり、著しく労働者の待遇が改善されたのは事實であるが、尙ほ労働者の雇傭、募集に際しての手段方法は從來のやりきたりを其儘是認する譯に行かないと思はれる所がある。本編は實に此處に重きを置いて録したのである。加ふるに最近大都市に於ける失業増加は地方出稼者を防遏する政策を執るの止なきに至りたる爲、其等地方より農閑期を利用し所謂季節的労働に従事しようといふ者に對して、炭山労働の適否、需要の有無移動等の專柄を當面の問題として労働需給調節の資料たらしめんとしたものである。

筑豊炭田労働事情といつても實地視察は三井鑛山式株會社田川鑛業所、貝島鑛業會社大の浦、明治鑛

業株式會社赤池鑛業所、三菱鑛業株式會社新入の四ヶ所である。これによつて筑豊地方全体に論及するのであるが前記中三井田川と明治赤池は豊前に所在し、貝島大の浦、三菱新入は筑前である、尙以下述ぶる所は編者が萬難を忍んで切端深く入坑し、技術者並稼働者と共に坑内にあつて見聞若くは經驗したる所に基くものなることを附け加へて置きたい。

第一章 筑豊煤田の沿革

卷頭に圖を掲げた如く二ヶ國四郡、遠賀、鞍手、嘉穂、田川に亘る煤田を筑豊煤田と稱し、小倉市の南方に在るものを企救煤田といつて居るが後者は僅少の部分で論ずるに足らない。筑豊煤田は吾邦の最樞要なる産炭區域であつて遠賀川及其支流に沿へる低地を占め南北の長さ約十二里、東西の幅は三里より七里に達し面積にして約五十平方里である。以下労働事情を述ぶるに先だち少しくこの沿革等に就て記して見たい。

筑豊石炭發見の時代は今を距る二百年前元祿年間であると稱せられ、貝原益軒の著「筑前續風土記」中に燃石として紹介されて居るのが唯一の古文獻である。事蹟としては現在三井山野鑛業所第一坑附近にある碑石「爲供養」である。これは山野鑛業所第一坑開鑿の際土壤中に蔽ふはれて居たものを發見したのであつて「享保十八天」と刻しあり、施主及遺族とも覺しき名前のある所から察しても、附近無數

の採炭を行ひたる形跡のある林藪中にあつた事から考ても昔の坑夫が採炭中天井磐の墜落により、一時に壓死したるもの即ち變死者の供養碑であらうといはれて居る。この説に依れば享保十八年は今大正十五年を去ること百九十四年であるから、二百年前に既に數名の坑夫が同時に入坑稼業し得る規模を以て採炭に従事して居つたことがわかる。本煤田石炭發見時代に就て尙一言を贅せは今回視察を遂げし赤池炭坑附近に坊主ヶ谷と稱する處あり、約二百年前行脚の僧が山中に露宿し火を焚て暖を取りしに黑色の石塊異臭を放ちて焚えるを見て、初めて燃料に適するを知り、之を里人に告げ廣めたといふ同地方の言ひ傳へがある。又今尙地方の老翁等が石炭の事を「五平太」といふのを聞く事があるが、這は五平太なる人が肥前平戸附近に石炭を發見したるに依るものであるといひこれも二百年前頃となつて居る。

筑豊地方に石炭が發見せられて明治維新迄即ち徳川時代に於ては主として藩主の事業として採掘せられ、「御用」と稱して塊炭を幕府に献納したと言れて居る。現在でも若松港の仲仕仲間には塊炭のことを「御用」と云つて居るのは其時代の石炭の用途が藩廳、幕府に公用せられたことがわかる。又製鹽用としては可なり古くより用ひられ、汽船燃料として適當なことを知つたのは安政年間であるといはれて居る。

明治になつてからの筑豊炭田は政府の鑛山開放の方針に依り民間資本家の經營を見るところなり、明治八年には民營にて豊前田川郡絲田村に始て蒸汽機關を据付け同地方に於ける採炭法の進歩を促して居る

斯くして日清戰役以前に煤田の大体は企業家の手を下す所となつた。其時代に出來た現存炭坑の主なるものを擧ぐれば明治十一年糸田鑛區（現在の豊國炭坑）同十三年高雄炭坑第一坑（現在の製鐵所二瀬炭坑）鯨田炭坑、明治十六年新入炭坑第一坑、同十七年大の浦炭坑（明治十八年田川郡に海軍豫備炭田指定し、二十一年海軍豫備炭田を鞍手郡並に嘉穂郡にも選定）同二十一年赤池炭坑開設、廿四年金田炭坑の開坑を見たのである。此頃及んで筑豊鐵道の延長、門司、若松兩市築港大部完成、又筑豊石炭鑛業組合の成立（明治十八年成立始め筑豊坑業組合と稱す）等は著しく斯業の發達を促し、炭坑内部に於ても設備の改革行はれ、明治三十三、四年頃迄は實に斯業隆盛期であつたが、三十五、六年より炭況振はず、三十七、八年戰役となりしも市場不振にして其間各坑採炭費の節約を行ふ状態であつた。然るに三十九年に入りては所謂戰後の好況を來し市場の隆盛を見るに至り、炭坑設備に於ては從來斜坑なりしが豎坑の開鑿相繼で起り現在の三井伊田豎坑等も其の時代に出來たものとの事である。坑内通風動力扇風機、正式撰炭機等は既に行はれる所で鑛夫の業態も次第に改善され、待遇上、勞働者保護の目的を以て種々なる設備が現はれるに至つた。

明治四十二、三年より大正五年迄は炭況次第に不振であつたが、歐洲大戰の頃各種工業の勃興は石炭鑛業界活躍の時代となり、筑豊に於ける炭坑亦振ひ、炭坑の設備に於ても最進科學の應用熱昇り、石炭坑爆發豫防調査所、筑豊鑛山學校（明治専門學校は既に明治四十二年に設立）等起り、一般に専門教育

を受けたる者炭山現場員として従事するの多きを加へた。現行の鑛業法は明治三十八年鑛業條例を改正統一されたのであるが、これに基いて大正五年鑛業警察規則、鑛夫勞役扶助規則の發布せられたるは炭山勞働者に及す所大にして地下勞働保護組織の大体は之で畧ば備つた。然るに一般工業界に戦後勞資の争ひ所々に起り、これに刺激されて筑豊炭坑に於ても形勢不穩の向現はるゝ状態となつた。

大正九年の財界の變調は筑豊石炭鑛業界も之が影響を蒙り、若松、門司港頭貯炭の増加を來し、之が對策として送炭調節の協定（全國）成立し十年五月以降繼續實施したるが、十三年十二月期限満了と共に廢止し、今日に及んで居るのである。以上筑豊炭山に於ける既往の状態は、炭況に影響せられて盛衰管ならずと雖、長足の進歩を加へた事は言ふ迄もない、是れ畢竟我邦に於ける重要煤田であるのと、地勢的に恵まれて居るといふ二大特點に俟つ所少くないと思ふ。

明治廿七、八年後に開鑿したる炭坑の主なるものを掲ぐれば、廿八年潤野炭坑（現在製鐵所所屬）豊州炭坑、廿九年岩崎炭坑、三十年相田炭坑、三十一年山野炭坑（三井）上山田炭坑（三菱）三十五年第二峰地炭坑、三十六年方城炭坑暨坑（三菱）三好炭坑、三十八年三井田川伊田暨坑、三十九年製鐵所中央暨坑、四十二年豊國炭坑第二坑、大正七年赤池新坑等である。

第三章 筑豊挾炭層

一体炭坑を經營しようとするには鑛業法の命ずる處に依るは勿論であるが、第一になさなければならぬ現場の仕事としては、不明區域の地質調査即ち鑛床、炭層を調査することである。試掘に移り試錐を行ひ、地形及地質圖を作製し、標本に依る地質の調査、單位面積區域の炭量を見て、鑛區全体の評價に及ぶのであるが、これには市場迄の遠近、運搬の便否、石炭の品質、探掘作業上の難易、一般地勢、炭層の厚薄、傾斜、深さ、勞働者募集の適否、勞働賃銀の程度、動力、杭木其他作業上必要な物資の供給の適否及價格の高低、生活費に關する考慮等數へ上ぐれば其他にも注意すべき点は多々あるであらうが、最も中心となるものは炭層の位置、厚薄、品質である。

筑豊の挾炭層は地質學上第三紀層に屬するもので（我國炭田の大部分は第三紀）此地域に包藏せらるゝ炭層は厚薄總てを數ふれば數十に達するが、大体に於て三箇の層群をなして居る。最下にあるものを大焼け層群と稱し約三百五、六十尺の間に五、六枚の炭層を有して居る。此の層群の最上層より上方約百三、四十尺にして本層群あり、これが此炭田最重要なる炭層を有して居る層群であつて、約二百尺の間に十枚乃至十五枚の炭層を有し三尺、五尺の兩層は殊に著名にして、世に三尺炭、五尺炭と稱せらるゝが故に此層群を三、五尺層群とも稱するのである。此層群の最上層より上方約二百七十尺にして竹谷層

群あり、平均約百六十尺の間に三枚乃至五枚の炭層を藏し、其上方三百七、八十尺を隔て、約百三十尺間に二、三枚の炭層を有する上石層群あり、此層群の上方は暫く石炭を缺き遠く約二千六百尺を隔て、遠賀層群あり、此層群に於ては炭層の存在疎らにして十枚の炭層は約千百尺の間に散布して居る。大焼層群最下層より遠賀層群最上層に至る總ての炭層及岩層の厚さは約五千五百尺に達するのである。遠賀層群は炭田北部である遠賀郡の東部と鞍手郡の一部とに跨り、遠賀川の東邊に存するもので折尾、中間香月及木屋瀬町の東方にて上頓野地方一帯の炭坑は此層群に屬する炭層を採掘するものである。上石層群、竹谷層群、本層群及大焼層群は互に相接近し、遠賀郡の西部と廣く鞍手、田川、嘉穂郡の各地に現はれ、地体の斷裂の爲數帯をなして居る。直方の北方及東南の地方より田川郡内の各地に群簇せる數多の炭坑は最東列の諸炭層を採掘して居るのである。卷頭の炭坑位置圖に於て見てもらいたひのであるが九州本線の海老津驛附近にある諸炭坑及室木線に沿へる炭坑、桐野小竹驛間、鯉田驛附近、又山野漆生線に沿へる諸炭坑及大隈、下山田、上山田驛地方のものは前者の西に並走せる炭層を採掘して居る。次に飯塚町の附近及飯塚臼井驛間の諸炭坑は西列の炭層を採掘して居り、製鐵所經營の二瀬炭坑は此列中にある。

此際注意して置きたい事は以上述べたる如く炭田全面を蓋ふ炭坑の數は大小二百に及ぶのであつて此炭田殆ど鶴嘴を立てざる所なしといふ感があるが、事實は未だ探鑛の沿ねからざる區域の存するありて

炭層の調査も殘されたる所多々あるとのことであるから、吾邦の諸工業の發展に伴れて益々研究施設せらるゝ所少くないと思ふ。

次の圖は鞍手郡貝島鑛業會社大の浦炭坑に於ける本層群の炭層柱狀圖である。後に述ぶるつもりであるが、厚さ一尺以下の炭層は採掘困難と言はれて居る。而し著しく接近して居る時は二層以上の炭層を同時に採炭する場合がある。これが炭丈（ベニヤ）と稱して高低に従つて採炭夫の稼働上に非常なる影響がある。それは労働者の業態を述ぶる章に於て詳述する。尙炭層の層群の状態に就ては炭坑位置圖に於ける平均斷面圖を見てもらひたい。

炭層の數多きに從ひ炭質も亦種々あるのであるが、普通吾々が石炭と稱して居る所の瀝青炭が主である。其他に燐石、無煙炭もあるが論ずるに足らぬ。石炭の名稱は炭層の厚さにより三尺炭、五尺炭、八尺炭と呼ぶこともあり、或は其性状により臭石炭、角石、縮緬等と呼ぶことがあるが概して同じ炭層にても場所を異にすれば品質の異なるものもあり、又同じ炭層にして同じ性状のものも場所により名稱を異にすることもある。遠賀炭、田川炭と稱したり、三菱新入三尺、三井田川八尺等の稱呼もある。而して自から船舶用、機關車用、汽罐用、瓦斯用等其用途の適否が現れて來るのである。此炭田に於けるものは以上各様の用途に適する各種の石炭を採掘して居つて良質であるといふのである。



第四章 石炭採掘に關する概念

石炭採掘の方法を二大別して露天掘と地下採掘とに分ける事が出来る、露天掘は炭層の一部地表に露出し、若くは極めて淺き位置に存在する場合に行はるゝものであつて、手掘、機械掘の二方法がある。天井支柱の必要なく、瓦斯の虞なく、熟練坑夫を要せず、市場不況の際休業し溜水するも損害なき等の特長があるが、實際勞働に面しては風雨、寒暑激しき時など作業困難の欠点がある。地下採掘は深く地中に埋藏せる炭層を坑道に依り採掘するのであつて、單に炭坑と云へば此方法を指して居るのである。地表の一点より目的の炭層に到達するを開坑と云ひ、坑道を掘進して石炭採掘の準備をなすを擴張と云ふ。此章では石炭は如何にして採掘せらるゝものであるかといふ事を主眼として居るのである。以下炭坑の各部に就き概説することにする。

一 坑口及坑道 坑口の決定は選炭所石炭積込運炭の適否、動力の供給及着炭距離の遠近、排水の難易等に鑑みて行はれるものであつて、地下の採掘に便利なる必要條件と共に地表には坑外設備を施すに便利であるといふことが要件になる。坑道掘進には斜坑、豎坑、横坑の三種あるが筑豊炭田に於ては斜坑と豎坑が主である。

坑道掘進には開鑿夫、掘進夫等の勞働者が従事するので其方法を此處で述べれば、炭層内掘進は鶴嘴に依るも、堅硬なる岩盤には發破即ち爆破に依つて岩石を破碎する方法を取る。發破坑を鑿つ方法、即ち爆發藥を填裝する孔穴を作るには手掘、螺鑽、空氣鑿炭機がある、其に用ひる火藥には黑色火藥、ダイナマイト等があり安全爆發と稱して坑内の空氣温度等を研究してなされるのである。坑道開鑿には原則として入氣、排氣の二坑口、二坑道を有するものである。其は次の卸し昇り及片磐に説明する。

二 卸し昇り及片磐 炭山の坑道は普通炭層の傾斜に沿うて作れる昇り、卸しと、炭層の走向(水平)に沿うて作れる片磐とより成る。卸し昇りは同じ様なもので主要な傾斜道は皆卸しと稱し、昇りとは云つて居ない。これは炭山の稼業は降り向きのもが多いためとのことである。左に圖示せるものは一例を示すものであるが各部に番號、名稱が附せられる。

三本卸 ホシオロシ 本卸は炭山の最重要坑道にて普通炭層の走向に直角に作り、入氣坑道、捲揚幹線軌道であり、人道になす外、電線、壓縮氣管、水壓機用水管等を布設するが通例である。眞卸、機械卸、捲卸の異名がある。

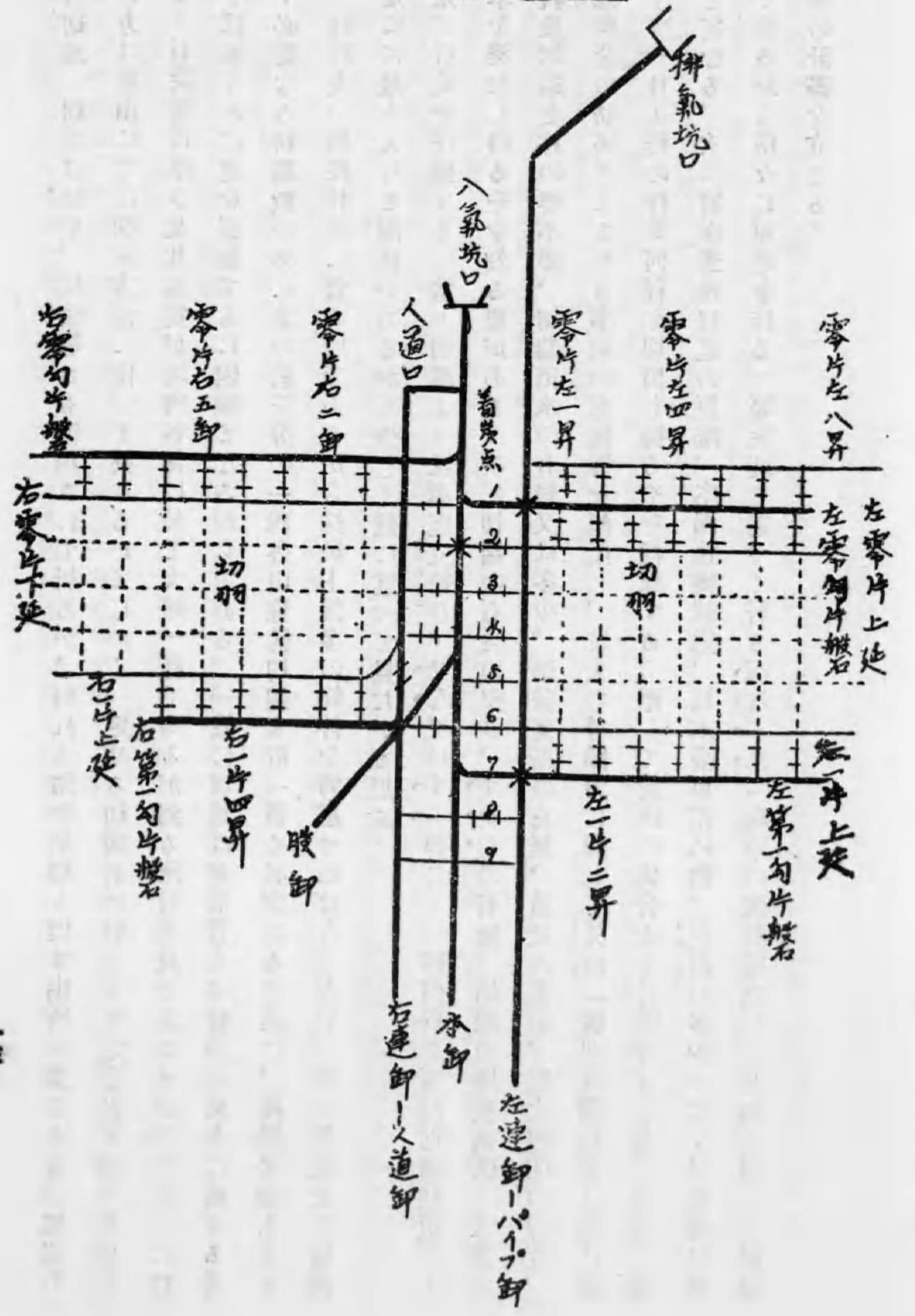
四股卸 マタオロシ 之は一名枝卸ともいふ、本卸より分岐せる幹線にして本卸同様の装置及用途をなすものである。普通眞卸（走向に直角）に走らず、斜に走るを以て、斜卸とも稱する。又片磐に向つて卸するため、片磐卸とも稱して居る。

五連卸 ツレオロシ 連卸は本卸、枝卸若くは其他重要坑道を初て新床（鑛床の未だ探掘に着手せられしことなき部分）に開鑿するに當り、通氣及排水の便宜上より、別に掘進する添へ卸にして、普通之を排氣用の卸となす、人道卸は連卸の一種であつて交通の目的に使用するのである。

六勾片磐 カネカタパン これは車道片磐とも稱するものにして水平の軌道坑道である。切端より來る石炭を炭車に積み、運搬する幹線である。炭車は普通人力にて此勾片磐を押され、本卸と勾片磐の交叉點の捲立に送られ此處より捲機械にて捲揚げらるゝものである。

七連延 ツレノビ 之は添延とも稱し新床に勾片磐を開鑿するに當り、通風若くは通風兼水抜きを爲勾片磐に添へて進むものにして、單に通風のみ目的の時は、連延風道と云ふ。此連延は探鑛上若くは鑛床の都合上、勾片磐の上に附する事と、下に附する事とありて、上延、下延、下添等の名がある。

坑内圖



八切端 切端は切羽、切場等とも慣用されて居るが、何れも礦物を切り出す場所の意である。切端の着け方は炭山にては採炭方法に依つて異なるがとにかく一定せる切端着け順ありて之を乱す時は乱掘となる。石炭層は厚さ及其品質が坑内各部に於て大略一樣であるが到る所皆石炭であるといつて濫りに口元を採掘すれば奥を採掘するに困難となるからである。一般に切端は非常若くは特別の場合に備ふる爲日々必要なる切端數の外に其の約三分の一内外の豫備切端も貯へ置く必要あると共に、稼働者即ち主として採炭夫の實際作業に當る所であるから採炭上幾多の條件を考慮せねばならない、殊に採炭夫の賃銀算定には最も大なる關係があるから少しく茲に述べて見たいと思ふ。

先づ石炭を採掘するに當り切端より炭車迄立撥ひ、せな又はすら等にて一回何程を運び何回往復して一車を満たし得るやを知る要がある。次に切端の石炭の堅さ、すかしの有無、切端の廣狹高低、天井の硬軟及切端支柱の要不要、切端出水の有無又は多少、爆發瓦斯の有無、通氣の善惡、燈火照明の程度、其他線業の妨害となる可き事項の有無等を斟酌し、坑夫の勞働力に照して先山（職別稼働狀態は後に説明す）一日工程の作業何程を切出し得るやを推算する。而して前述の場合々々に適合する如く先山、後山を定むる、次に實函捲揚口迄の巨離、空函運轉狀態、杭木臺車差込數、車避の多少（多くは此邊は單線であるから所々に車避を作る）等炭坑で謂つて居る函なぐれ（炭車の活動阻止）の有無を察して炭車運轉の計畫を立てる。

大略以上の要件に據り一先（先山、後山の二組）の石炭切出高を算定し切端の價值即ち切賃を定むべきである。而して各片磐の切端と全山の坑夫との割當を巧にし、平均の出炭を得せしむるは技術管理者の最も苦心する所であるといはれて居る。

九切端の割當 石炭山に於ては切端の割當は普通に係員の決定する處なるが、其當を得ざる場合坑夫を苦むる事が甚だしい、是が公平を期する事は何れの炭山に於ても重要事とされて居る。

一〇切端觀察 係員は一交代一回以上自己受持の切端を巡回して炭層、炭質、走向、傾斜の變化の有無斷層其他の變動の有無、天井床磐の變化の有無、出水若くは通氣の變動、爆發瓦斯發生の疑ひの有無、切端支柱の要不要等も見、採掘の方法及危險に對する注意等も坑夫に指示し、必要に応じて支柱、通氣運搬、疎水等の準備をなし、斷層其他の變動、爆發瓦斯發生等の重要な變化に就ては、直ちに上役に急報したる後、應急手當を施すのである。切端に關する事は其の位にして次に採炭の方法形式の種類に就て簡単に述べて置きたい。

二採炭法式 多く採用せられて居るものは長壁式、殘柱式の二つである。

三長壁式 是は炭層の全包含物の採取を企つるので、切端を長壁面に着け、石炭の全幅を同時に破採し、其採掘跡は狹岩、硬、土砂、がら（土砂は花崗岩類の風化せる物最も適す、がらとは石炭の焚滓の事で汽罐用のものを利用す何れも坑外より特に裝置を施し坑内に運ぶ）等の填塞物を以て充填する。夫

には充填壁築造に依つて規定の坑道を残す事がある。此長壁法には次の如き長所と短所とがある。

長所としては、(1)開坑後速に多數の切端を開設し一局部に勢力を集中しながら多量の出炭を爲し得る即ち資金の回収、利益の取得が速かなる事、(2)杭木使用節約、(3)通風容易にして少量の空氣も有効に切端に流通する通風用諸装置減少す(4)採掘跡に石炭遺失少く自然發火、瓦斯、炭塵爆發の災害を醸す事少し、石炭の採收率増加す(5)上磐地層の沈下均齊にして地表の損害大ならず水の浸入する虞れ少し、(6)採炭及切端運搬に機械力の應用最も有効なり。

長壁法の短所としては、(1)熟練なる坑夫にあらざれば十分なる効果を擧ぐるを得ず、(2)採炭跡の充填及充填壁築造に多くの勞力を要す、(3)切端を休止することは長壁式に困難なり、(4)斷層突發する時は切端が一時に消滅し採炭上に變調を來す、(5)充填材料を多量に要す、(6)一個所に瓦斯多量噴出しある時は之を一局部に閉塞し若くは其部分より直に排氣道に導き他に累を及ぼさざる様爲す事困難なり、火災の場合亦同じ。

三 殘柱式 殘柱式は石炭を残して其れを柱として前進する方法であるが上磐即ち冠と稱する箇所が強堅であつて一部に石炭を残して置けば切端の安全を期せられるといふ状態の炭層に適用されるものである數箇所の採炭坑道若くは採炭房を切開し、其の中間に石炭を残して切端、採炭坑道、運搬坑道の連絡を保つのである。此法式にも次の如き長所と短所とがある。

長所としては、(1)坑内深からず岩磐の壓迫大ならざれば坑道維持に費用少き事、(2)市場の状況に應じて出炭額を適宜調節し得る事。

殘柱式の短所とする重なるものは、(1)深き時は上磐壓迫の爲坑道の維持困難、炭柱壓迫を受け發熱する事あり、柱引(殘柱を回收す)の時期後れば石炭の亡失多大なり(2)粉炭の増量、石炭酸化の爲品質及外見の見劣りを生じ市價低下す、(3)柱引後天井磐の變動急激に來る、(4)上磐地層の沈降急激にして、相重なる上層若くは下層炭に悪影響を及ぼし或は累を地表に及ぼす事あり、之は炭層の厚きものに於て特に然り、(5)瓦斯發生多きものにありては掘進にも、退却にも通風上の困難あり、發熱し易き炭層にありては火災の虞れ少からざるを以て甚大なる注意を要す。

以上は主として採炭上の知識の概要であるが次章以下勞働者に關する直接の問題に及ぼうと思ふ。

第五章 筑豊炭坑と勞働者數

筑豊地方全体に亘り坑夫百名以上使用して居る炭坑を調査して見れば其數は五十三坑であつて勞働者の總數は十萬六千八百八十三人を數へて居る。今之を第一表として各郡別に各炭坑名勞働者職別人員を掲げれば次の通りである。職別業態の説明は後にする筈であるが、本表坑夫とあるは採炭夫、開鑿夫等の總稱にて石炭又は坑道の採掘に當るものである。

(第一表)

筑豊重要炭山使役人員現在數

(大正十四年十二月末)
(坑夫百名以上の分)

郡別	炭坑名	坑夫	支柱夫	掉取夫	選炭夫	火夫	機械夫	大工	電工	工雜	夫合	計
遠賀郡	大津	一,二二八	六五	二五三	二〇八	二七	一一	二	二	二	二〇〇	二,七八九
	中津	一,〇三三	一五〇	一六六	二〇七	二七	一〇	二	二	二	二〇〇	二,〇〇二
	海老津	八三三	一	四〇	九六	二	二	二	二	二	一,一九〇	一,一九〇
	大根土	四三五	一	五	三	二	二	二	二	二	四〇	四〇
	大根土	三六七	一	一	一	一	一	一	一	一	六二	六二
	高尾二坑	三三三	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇	三〇
	新二坑	二二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇	二〇
	高松二坑	二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇	二〇
	高尾(高尾)	二二	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二
	高橋垣生	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	高尾三坑	三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	炭崎	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計一三坑	六,四三三	一,三三九	二七	七三	一,二五	二五	八	三	三	九三	二,四九九
鞍手郡	大之浦	三,三六八	二,一五四	六八九	九九六	二五	五〇	二	二	一,五七五	九,五八七	
	新入	二,五九六	七五七	三〇〇	三〇二	二六	三三	一	一	五五四	四,九六七	
	木屋瀨	一,七六三	一四二	一九七	一八八	二四	二六	二	二	一三一	二,七〇六	
	御徳	九四六	四二	一四	一〇〇	一八	二四	一	一	八五	一,九二六	

嘉穂郡	炭坑名	坑夫	支柱夫	掉取夫	選炭夫	火夫	機械夫	大工	電工	工雜	夫合	計
嘉穂郡	鴻之巢	四八六	五六	二七	八	三	二〇	一	一	二	二	七二八
	香之浦	一九九	四六	二二	二五	九	三	一	一	一	二八	三三二
	三笠	三〇〇	一七	一三	一六	二	二	一	一	一	二八	三二四
	新水	一九五	二〇	一七	一六	二	二	一	一	一	二八	三二四
	泉目	二二五	八	九	二	三	二	一	一	一	二八	三二四
	計一〇坑	一〇,一三三	三,七三三	一,四一七	一,九六六	二八	一	一〇	二	二	一三	二,四七九
	飯塚	三,七四八	三三〇	二二	三九	一	一	一	一	一	二五八	五,六九六
	鉢野	二,四九〇	七三	二五	三三	一	一	一	一	一	一〇	四,〇一〇
	三井山	二,二二二	一〇	三三	二九	一	一	一	一	一	一〇	四,〇五九
	忠野	一,三三〇	一〇	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇	三,九三三
	上山田	一,三二六	四六	一五	一〇	一	一	一	一	一	一〇	二,六四二
	目尾	一,三〇七	七	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇	二,二七九
	芳雄	一,二五〇	三三	一七	一〇	一	一	一	一	一	一〇	二,二七九
明治	一,一八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	二,〇九九	
平山	一,〇五八	四	一	一	一	一	一	一	一	一〇	二,〇九五	
漆生	八二八	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一,九九九	
吉田	六七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一,九九九	
下山田	八九三	九	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一,九九九	
赤坂	四八二	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一,四〇〇	
中山田	五三八	一〇八	一	一	一	一	一	一	一	一〇	九八四	
網分	四七四	一五六	一	一	一	一	一	一	一	一〇	九八九	

合計	田川郡																		
	計二坑	日吉	貴船	鏡西	豆田	相田	三井田川	大峰	豊國	赤池	方城	峰地	起行小松	金田	川崎	島崎	岩寺	後藤	計一坑
五三坑	三、五七七	二、五五五	二、九〇〇	二、六五五	二、六二二	四、三三三	五、五八五	二、八〇一	一、二五九	一、六五〇	一、二八二	一、一〇八	一、〇八四	七、四九九	三、六三三	二、九四四	二、七〇七	一、六二一	一、二五五
	二、六〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	二、六〇〇	五、〇〇〇	一、七〇〇	五、五〇〇	二、七〇〇	三、五〇〇	二、八〇〇	二、二〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	二、八〇〇	二、七〇〇	二、五〇〇	三、二〇〇
	二、一六二	二、一六二	二、一六二	二、一六二	二、一六二	二、一六二	六、九九九	三、三三三	一、八〇〇	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	一、一〇〇	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
	三、二七五	三、二七五	三、二七五	三、二七五	三、二七五	三、二七五	二、一七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一
	四、一六六	四、一六六	四、一六六	四、一六六	四、一六六	四、一六六	五、四九九	四、四九九	二、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	三、三三三	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五
	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	八、七三三	三、三三三	一、七三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一、七七一	一、九三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三
	八、四四三	八、四四三	八、四四三	八、四四三	八、四四三	八、四四三	二、七七一	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
	九七八	九七八	九七八	九七八	九七八	九七八	五、四九九	四、四九九	二、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	三、三三三	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五	五、五五五
	五、三三七	五、三三七	五、三三七	五、三三七	五、三三七	五、三三七	八、七三三	三、三三三	一、七三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
	一、六六五	一、六六五	一、六六五	一、六六五	一、六六五	一、六六五	一、七七一	一、九三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三	四、一三三
	七〇一	七〇一	七〇一	七〇一	七〇一	七〇一	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
	一一、一〇五	一一、一〇五	一一、一〇五	一一、一〇五	一一、一〇五	一一、一〇五	二、二二二	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
	一〇〇、六六六	一〇〇、六六六	一〇〇、六六六	一〇〇、六六六	一〇〇、六六六	一〇〇、六六六	八、八八八	五、五五五	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三

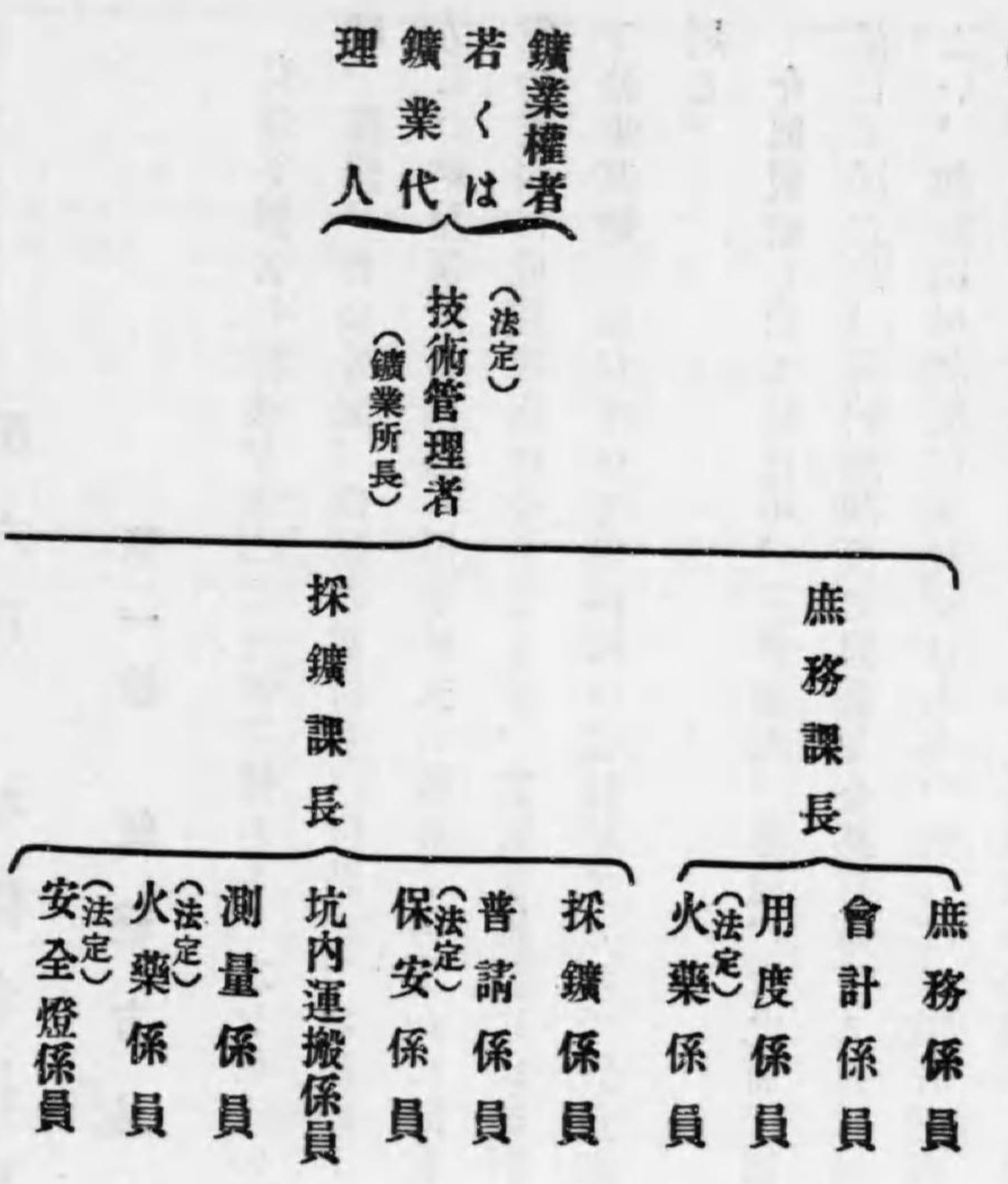
第六章 労働者統轄方法

第一節 統轄方法

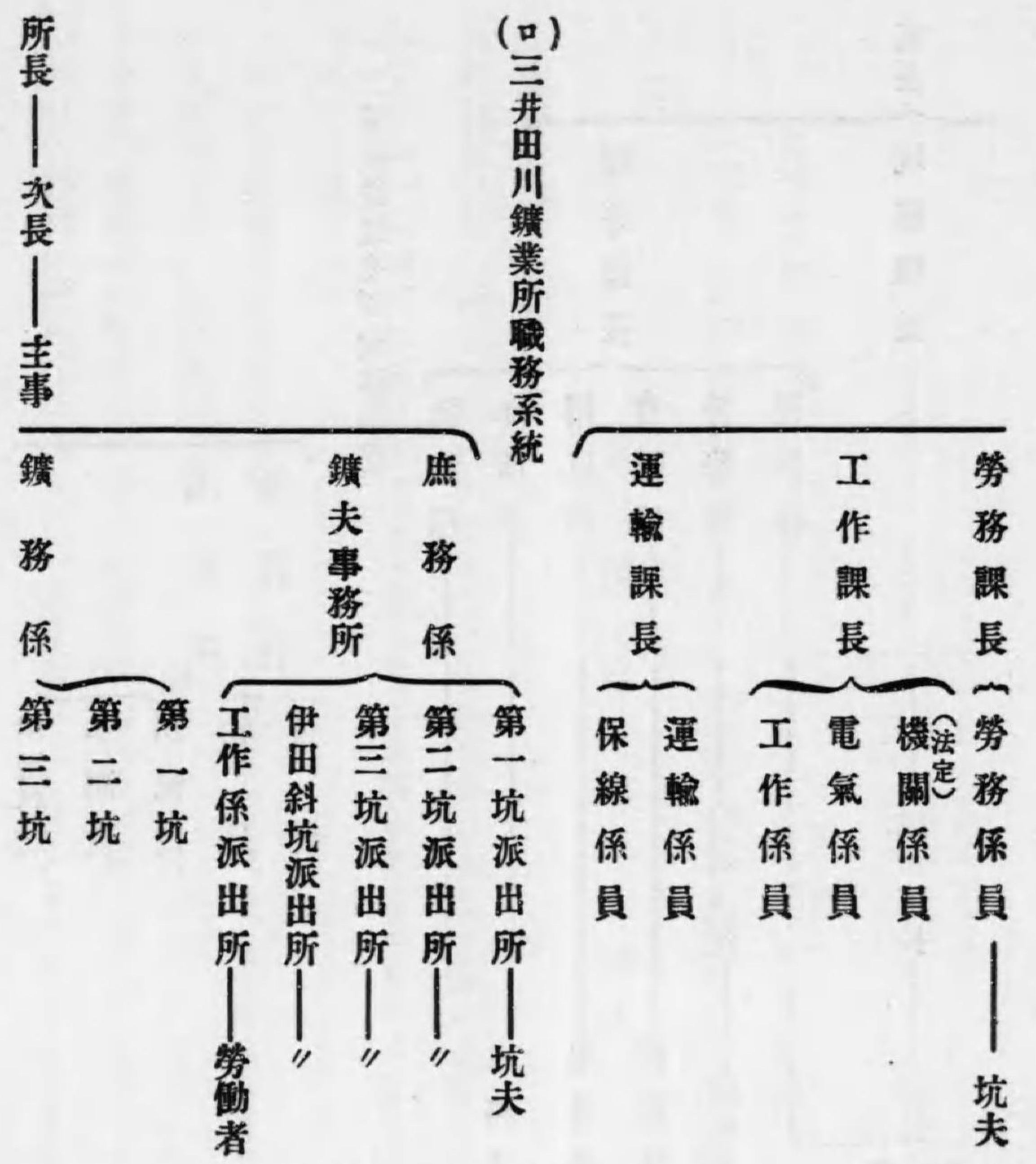
炭坑労働者の統轄方法には大体三種ある。之を發達の順序から述べると、舊納屋頭制度は募集から就職、稼働、賃金分配、住居の監督及び世話まで納屋頭が爲すのである。其次は世話役制度であるが世話方には納屋制度と同様に所屬坑夫の稼働の何歩かに該當する金を手當としてやつて募集とか、稼働、居常の監督は或程度迄はやらせるが、賃銀支拂等には絶対に干與させないのである。次は純粹の直轄制度で募集其他一切はすべて事務所の役員がするので筑豊地方に於ける炭山の大部分は現今此方法に依つて居る。

今回視察したる炭坑中、三井田川、赤池、大之浦は總て純直轄であつて三菱新入に於ては世話方制を存して居たが、舊納屋制度の因襲を全然打破する迄には至らずも先づ過度的の中間制度であるといつてよい。勿論納屋制度にも長所はある、例へば労働者が不穩の傾きある等の場合、其等の納屋頭、なり世話方の一睨に會つて治るが如き、又労働者の稼働率を良好ならしむる點等も擧げ得るが是等も労働者の立場より見れば必しも全部が長所とは言へない事情にある。純直轄の優れたる事は云ふ迄もない事で、秩序ある統一的組織の下に合理的方法を以て労働者を統轄し労働者の人格を認めて意思の疎通を圖り、

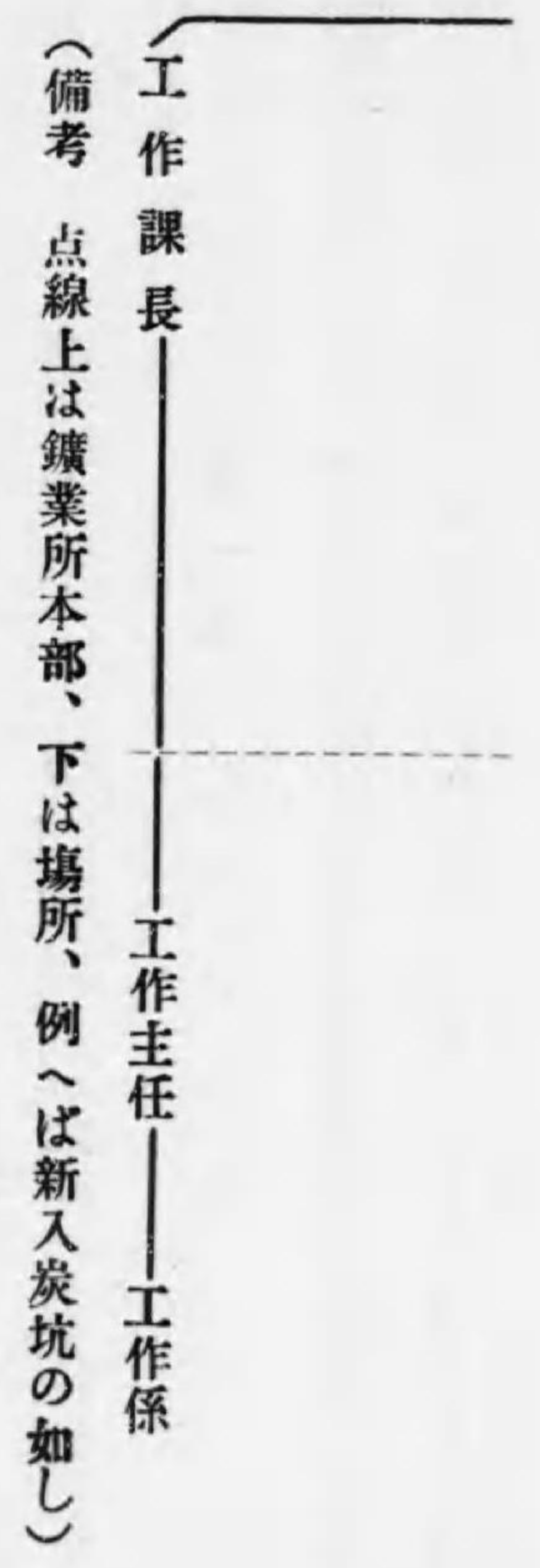
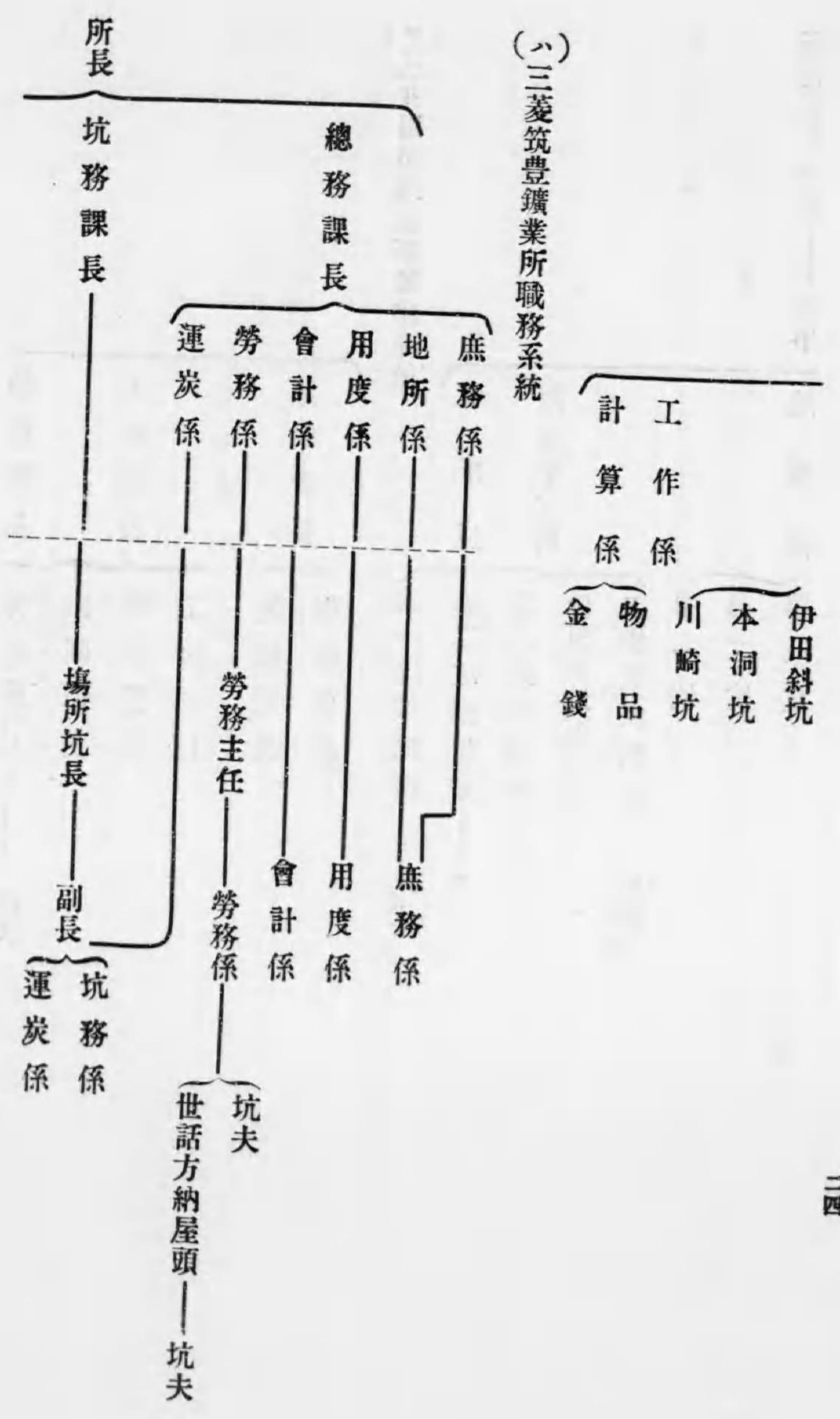
新時代の要求に應せんとするには之れでなくてはならぬことは明かである。
 本章に於て鑛業所の労働者統轄の系統を見る爲例を擧げて見たい。
 (1) 職務系統の一般例



(ロ) 三井田川鑛業所職務系統



(ハ)三菱筑豊鑛業所職務系統



第二節 勞務係員の職務

其他赤池鑛業所に於ては鑛夫の統轄を人事係に於て擔任する直轄制を探り、貝島大の浦に於ては貝島鑛業會社が其の附近に所在するを以て全社經營の各坑勞働者雇傭の決定は本社坑外係に於て爲す事と成つて居る。此地方に於ける主要炭坑は共に大同小異であるが、唯一言この勞務係又は人事係の職務に就て述べて見たい。

炭山事業經營には勿論技術上の問題は重要であるが、勞働者を管理して繰業上故障なからしむることは亦緊要なることで寧ろ從來この事に多大の苦心を積んで來て居る様である。鑛業所の勞務係又は人事係は直接稼働者に當る点に於て言ひ知れぬ苦心を要する、各坑々夫の監督上の方針に多少の差は認むるが何れも体育の優れたる人であつて稼働者を牽制すると同時に人格者であつてよく彼等の衆望を認め得

る人でなくてはならない事は同一である。

主たる業務は坑夫繰込を爲すにある、即ち採鑛係の要求する人員を各番方（交替制）に振り當て入坑せしむるので、其等の者の身邊に起る一切の事は何一つ關係しないものはない、例へば公傷の際に於ける醫務室との交渉等は勿論冠婚葬祭等一私事に就ても面倒を見るのである。これは前述の納屋制度時代に納屋頭がやつて來た事であるが、多數の稼働者、それも性質の種々なる者の、居る集團の取締であるから一通りの事ではないらしい。而して稼働者の立場から之を見れば從來の納屋制度に於ける賃銀の頭刻とか強制労働の如き束縛から放たれて、高等教育のある人に依つて直接世話を受けるのであるから萬事理解を以て迎へられ、眞面目な労働者程此勞務係や、人事係とよく意志の疎通を見て圓滿繰業に當る状態である。

第七章 労働者職別業態と賃銀算定

第一節 坑夫の業態

前掲第一表職別は更に之を小さく觀察すれば左表第二表に示す如くなる。次表は赤池鑛業所の男女労働者表である。本表に依つて坑内、坑外労働者の別、女子が従事して居る職業及其男子に對する割合等を掲載することにした。

賃銀算定方法は労働者の業態と密接な關係があるので、筑豊地方の炭山が採用して居る標準を示して置いたのであるが、これに就ては後に労働賃銀を述ぶる章に於て更に詳説したい。

之から各坑夫の業態に就て述ぶるのであるが、普通鑛夫と稱するは工場労働者に對する鑛山労働者の總稱である場合と、今一つは炭山に於ける坑外労働者を鑛夫と稱し坑内夫を坑夫と稱する狭義の場合とある。而して其の坑内夫の中でも坑夫と讀む場合は、採炭、掘進、仕繰夫（坑内掉取を入れる事あり）を總稱して呼ぶので其他の坑内夫例へば坑内大工、機械方等の如きものは含まない、此處では金屬山其他を含む總ての鑛山労働者を鑛夫と稱し、炭山稼働者は總て坑夫といふ字を用ふる事にしたい、本章の所謂職別業態とはこの坑夫の種類並に實際稼働状況に就て述ぶるわけである。

（第二表） 坑夫職別人員調

（赤池鑛業所
大正十四年十二月末現在）

坑内外別	職別	賃銀算定方法	男	女	計
探炭夫	稼高拂制		八三〇	四三五	一、二六五

坑内夫							坑外夫									
掘進夫	仕繰夫	坑内大工	坑内火番	坑内雑夫	坑内雑取	計	坑外取	選炭夫	修繕夫	唧筒方夫	火方夫	捲方工	電工	大工	左官	鐵工
稼高拂制	稼高拂制	請給制	日給制	日給制	請給制	日請給制	日請給制	日請給制	日請給制	"	"	"	"	"	"	"
二五六	一〇七	六六	八三	九	三七	七二	四五	五〇	三九	三三	一九	四六	四六	二七	一九	三五〇
一二九	一〇七	一二	五	六八	八	二	一	二	一	一	二	二	一	一	一	一
三八五	二七三	九五	九	二	四二	七二	二一	五〇	一六〇	三三	一九	五八	四六	二七	一九	三五〇

第二節 坑内夫

(一)採炭夫先山 採炭夫は石炭採掘に従事するもので先山、後山に分れる。先山、後山の名稱は掘進夫支柱夫にも用ふるが採炭夫の先山は鶴先ツルサキと稱して鶴嘴を持ちて石炭を切るので通稱坑夫と謂はれて居るものである。炭山に於て最も重要な作業で總て他の稼働者は之を中心として各部分に従事するといつてもよい。

この仕事は体力を要することは勿論であるが亦熟練を要すること相像以上である。採鑛技術者のいふ所に依ると、採炭夫は既に熟練職工として取扱はれるもので、労働の意志さへあれば何人にも従事し得るといふべきものでないといつて居る。炭層を切り採るには其厚さに依つて労働に容易なる場合と非

合計	土木夫	倉庫夫	安燈夫	坑外日役夫	坑外雑夫	計
日給制	日給制	日給制	日給制	日給制	日給制	日給制
一八九	一〇七	一一〇	一一〇	七四	四四	一、八九八
三	八	〇	一	四	二	八八八
二二	二五	二〇	一七	一四	六	二、七八六

常に困難なる場合のあることは切端の説明にも述べて置いたが、^ホ炭層を掘り採る如きは其場所にあること丈で苦痛を感ずるものである。坑夫が山から山に轉々するに何處は堅坑、何處は何尺といふ風に此切端の厚薄を坑道の形式と同様に重大な條件としてゐるのは如上の事實を物語るものである。すかしと稱して炭層の最下部を薄く深く掘りすかし上部の石炭を砕取するのと、孔穴を作り爆發劑填装をなして爆破する場合等は最も熟練を要するもので、火薬は大抵稼働者持ちであるから未熟者だと其の能率が非常に悪い結果となる。

(二)採炭夫後山 後山は之を後向、手子とも稱し、先山が採掘したる石炭を片磐の炭車迄立擔、せな、すら等にて運搬するものであつて其仕事の閑には先山の業務を手傳ふのが常である。先山、後山は一組となるもので從來炭山に於ては夫婦をして之に當らしめ、賃銀計算の便宜とか、殺伐たる坑内の氣分を和ぐ等の点に於て相當なる成績をあげて居る。採炭夫は總て出來高拂であるから切端番號に依つて其切端に所屬する者は一纏めに賃銀を計算され、支拂はれるのである。そして集團的に五人乃至十人が一組となりて働く場合がある。この場合熟練したるものを最高として夫々割合を決定し、賃銀を分配するのが通例である。

切端の割當に就ては既に述べたる所であるが、其採掘に困難なる所と、容易なる所とに依つて賃銀算定の率を異にする。後山が運搬したる石炭は、炭車に積載して自己の所屬する切端番號を附し置く、捲

上げられたる該車は坑外選炭場に至る迄の一定箇所にて檢量し、番號別に登録して行く事になつて居る。これには公平を期する爲各自の姓名を用ひないのが通例である。切賃五十錢とか或は切賃七十錢とか云ふのは一函約半屯の石炭の採掘賃を云ふのである。これは筑豊地方炭山に於ては一地方、一地方に依つて畧々協定されて居つて著しき差はない事になつて居る。

(三)掘進夫 これは開鑿夫又は跡間夫とも稱するものにて坑道、片磐、通氣路等を開鑿するものである。掘進中に切端に出會し、有効炭を掘出す場合はこれを開鑿炭と稱して別途に賃銀を支給されて居る。跡間(掘進一間)の單價が決定せられて居つて係員の跡間調査により賃銀を支拂はれる稼高拂制であるが地質の硬軟、岩石の在否等に依つて難易がある、これも採炭夫の切端に於けると同様に係員の公平なる査定を経る事に成つて居る。

(四)仕繰夫 支柱夫とも稱す、舊坑改修、天井高落修繕、枠入、其他保坑作業に従事するものにて、枠入は坑木を組合せ坑道又は切端の天井崩落を防ぐ作業であつて大工の仕事に類するものである。仕繰夫と、支柱夫は稍々概念を異にする、仕繰夫は應急修繕等には土砂を掘出すなど、仲々熟練者にあらざれば適當なる修理の實を擧げることが困難である。

賃銀の算定方法は多く出來高拂であつて入枠一本幾何の單價が定められ、完成した仕事の量に應じて賃銀が支拂はれて居る。但し仕繰夫の中には總業請負と稱して一仕事の完成迄の勞力を或一團の坑夫で

請負ふ事がある。即ち一の団体賃銀制度である。

(五)坑内大工 これは坑内の主として車道大工のことであつて石炭山では車道が傾斜し居る上に曲線多く尙坑道幅狭く、炭車が粹脚に觸れ易き故、坑内車道大工たるは技能を要するものにて、す、ら、せ、作、り、捲、立、作、り、等其最も困難なる部分だと稱して居る。單に坑内大工といふ場合は坑内の門、戸、風廻、張切、張出し、す、ら、棚、等を作る大工を指し、車道大工と區別する場合がある。而し此處では支柱夫以外の坑内に於て大工の仕事をするものを一纏にしてあるので、これは作業工程に依つては請負制の處もある。

(六)坑内火番 これは坑内に於て安全燈の揮發油補給並に火氣に關する事に當るもので、坑内に於ては各稼働者は消燈せる安全燈に勝手に点火したりすることは絶対に出来ない、この坑内火番の駐屯する一定個所に持ち行きて夫々手當を乞ふのである。

(七)坑内掉取 運搬夫のことを稱して掉取と呼ぶこれは坑外にも居るのであるが炭車の運搬は前述した所により採炭業に於て最も重要視せられて居るので、熟練を要することは勿論であるが敏活にして沈着を要し、坑内保安の精神を呑み込んで居るものでなくてはならない函乗廻掉取、勾片掉取の名稱があつて千五百間の本卸坑道を三分乃至五分間に捲上ぐる函に飛乗り、飛降りをなす術は實に敏速なものであつて迂鈍な者では間に合はない。

掉取には運搬した函數による請負制のものど日給制のものもあるが、大低日給制の處が多い様である

選炭夫の場合と同じであるが請負といつても、運搬した函數とか或は選炭量に應じて賃銀を支拂はれて居るから、出來高拂といふ方が妥當かもしれぬ。

第三節 坑 外 夫

(一)選炭夫 選炭夫は坑外夫であつて、石炭を選別するものである。これは赤池鑛業所の統計に見ても判る通り大部分女子が従事して居る。

坑外の作業は主に選炭であるが、選炭機、選炭方法等に就ては炭坑視察、其他の機會によく衆人に見られる所であるから、本章には此位に止めて置きたい。

(二)唧筒方 唧筒を運轉する機械夫である。

(三)捲方 曳揚機械又は捲物機械を運轉する機械夫である。

(四)電工 電氣機械並電線に關する職工である。

(五)鐵工 鐵工の中には仕上、旋盤、鍛冶の職工が居るが炭山の工作夫と稱せらるゝものは、修繕が主であるから、之等の職工に精巧なる仕事を要することは少ない。

第四節 雜 夫 及 日 役

前表に依れば唧筒方、捲方即ち運轉夫及電工等は坑外夫に分類しあるが是等は坑内作業を中心として

働くもので坑内外何れにも居るものである。又坑内に下る（炭山では入坑のことをいはるとかくだるとかは決していぬ）工夫としては坑内大工として掲げであるがこの中には鐵工中の鍛冶職が含んで居るのが通例である。次に坑内雜夫の中には如何なるものが居るかといふに、火藥扱、合圖方、坑務係常備、坑務係小使、測量小取（小取とは石炭山に能く用ひらるゝ所で一部見習の性質を帯び一部手傳の性質を意味す坑内大工小取等の名もある）等である。

労働者の業態と賃銀算定の起準に就て尙數言を費したく、先づ坑外日役或は坑内日役といふ事であるが、前表に於て日給制として置きたるは常役、常備、常備、常番、本番、常日役等と稱して適當なるもので、勤務日數に應じて賃銀を月拂又は十五日拂とするものである。日役、日備は常日役が常に仕事を命せられ一日何程と定められたる日給を得るに反し、或日には仕事に従事し日給を受け、或日には仕事なき事ありて日給を受くる能はざる者である。即ち日備労働者の如きもので、労働場所だけが畧々一定して居るに過ぎないので、業態は何を命令されるか判らない、坑外の分には硬捨日役等の名もあるから凡そ窺ひ知る事が出来る。

第五節 労働要具

(一)安全燈 安全燈は暗冥なる坑内に於て唯一の便りであるが、坑夫の精神ともいふべき嚴肅なる氣分

の中に取扱はれて居る。即ち(1)安全燈は掃除、鎖鑰、検査を行ひたる後坑夫に渡すべし、(2)安全燈受渡の時坑夫をして十分に自ら検査するの習慣を作らしめんが爲、其検査を嚴にして破損のものは必ず賠償金を徴収すべき事、(3)安全燈は金網に塵芥、煤、粉炭或は油の附着し又は銹鏽を生じたるものを坑夫に使用せしめざるのみならず、燈心（蕊）の上下不自由なるもの、金網の自由に回轉するもの、金網、硝子若くは鎖鑰の不完全なるものを坑夫に使用せしめざる事、(4)人道坑口より坑外適度の距離に安全燈室を設け、出坑者は必ず此室前を通過する様設備して坑夫の上り下りに際し安全燈の取締を勵行す、(5)安全燈には使用坑夫の番號を附し置き、検査、掃除、給油終れば之を坑夫の入坑札番號順に整置すべき事(6)坑夫入坑の時は坑夫をして入坑札を出さしめ且つ其姓名を名告らしめ、安全燈に点火し、鎖鑰し、火焰を加減して坑夫に持たしむる。以上安全燈に關する心得は保安上重大であるから、坑内労働者に有付（就職）の際は其取扱に就ては懇々説明、保安上の注意を與へるのが常である。坑夫線込室（労働係又は人事係建物中の一室）には上述の主旨に基き安全燈に關する坑夫の心得が詳細に掲示してあるのが直ぐ目につくのである。

(二)鶴嘴 炭山使用のものは普通土工用のものとは小にして軽く普通先の鐵製の部分のみで五百匁内外である。

(三)鑿 片手鑿、起し鑿、一尺等の名があるが、採炭夫の使用するものは、火藥を使用する時穴明けの

用_レに用ふるもので、通例開鑿夫が使用するのは起し鑿といふ種類のものである。

(四)せつとう、發破に用ふる金槌であつて片手せつとう、兩手せつとうの名がある。

(五)わぶ、竹にて作りたる淺き籠にて採炭夫の後向が使用し、石炭を掬ふ場合又は立擔の時も使用するものである。

(六)かき板、坑内に於て石炭を掻き寄せる板である。

(七)せな棒、背にて荷を擔ぐ棒である。

第八章 労働時間

第一節 就業時間

炭山の労働者は其業態に依つて就業時間を異にする今其主なるものに就て職別に説明する。

(一)採炭夫の就業時間 大体に於て次の三種の勤務方法となる。

(イ)常一番制 これは晝間のみ採炭夫を繰込み作業を爲すものにて十二時間若しくは十時間労働である。

(ロ)二交替制 これは晝夜二交替に採炭夫を繰込む場合である。

(ハ)三番方制 これは一日を八時間三交替となし就業せしむるものであるが、筑豊地方には餘り見ない時間制である。

筑豊地方にては二番交替といふのが最も多い様である。其二番交替制の時間は次の如きものである。

A	
一番方	自午前五時 至午後五時 十二時間
二番方	自午後五時 至午前五時 十二時間
B	
一番方	自午前六時 至午後四時 十時間
二番方	自午後四時 至午前二時 十時間

採炭夫は稼高拂若しくは請負制であるから、前記の勤務時間は絶対のものではなく、私用若しくは氣儘から仕事を中止して上る場合があり、坑内に於て休憩を長時間取つたりすることは自由である。而し監督者の側から見れば切端の割當と炭車の運轉等他の業態に影響する所少くなく、引いては豫定の出炭量を見ない結果となるので、坑夫繰込計畫を立て、各番方に振當、所定の時間を勵行せしむることに苦心して居る。採炭夫の労働時間は十二時間又は十時間といふ様になつて居るが實際は七、八時間の労働となつて居る。

(二)掘進夫の就業時間 掘進夫は二番制、三番方制の二方法であるが、三交替八時間労働が最も多い。

(三)仕繰夫の就業時間 これは採炭夫と大差なく二番方制が大部分である。

(四)火夫の就業時間 これは蒸氣動力を起す仕事であるから常に休止の出来ない事は工場に於けるものと同様である。従つて殆ど各炭山共に三交替制八時間労働である。

其他坑内夫は多く二番制で採炭夫を中心として各部署に就く状態である。坑外夫も採炭に關係ある仕事は坑内の労働時間制に従ふのが通例であるが職工、坑外雜夫等は常一番制晝勤のみであつて、工場労働に於ける場合と趣きを同うして居る。

晝夜二番交替制に依れば、夜業に従事するものは常に夜業に、晝勤は常に晝勤といふ事になるので、一週間毎に夜業晝業の入替をなして居る。地下労働であるから入坑時間中は晝夜の別は更にはないのは當然であるが、夜間労働を爲して、晝間睡眠を取ることが、夜間の睡眠に比して疲勞を癒すに十分でない点を考へれば重大なことである。

第二節 休憩時間及休日

休日は毎日曜日制が最も多い。其他の場合には、正月一日、二日、三日、盆八月十四日、十五日、十六日、紀元節、天長節祝日、十二月三十一日、山神祭日等にて山神祭は各炭山に依つて異なるが、春秋二度催すのが通例である。

休憩時間は稼高拂や、請負制のものは自由であるが常備、日役の者にも坑内薄暗き労働であるから監督者の目の届かないのを奇貨として、案外實際稼働の時間は少ない様である。事實は坑内労働は長時間打續いて労働するといふことは不可能といつてもよいのであろう。筑豊地方ではむしと稱して交替時間

間が來ても居残つて、他の番方に食込んで仕事する者があるが、これは少しも休憩せずに打通すといふのではない。

坑外雜夫、職工等は正午食事休みとして三十分の休憩時間が與へられ、選炭夫の女子即ち選炭婦は保護夫として午前、午後に亘り前後一時間の休憩時間を與へられる規定がある。

次の第三表は三井田川第三坑に於ける採炭夫の昇坑時間調である。昇坑時間一時迄或は二時迄であるが、午前一時、二時、午後一時、二時に昇坑したるものにして、八尺坑は殆ど二番方制であるが、四尺坑は或箇所によつて三番交替にて作業を進めて居る。次表に就て入坑時間を見るには、例へば一番方午前五時に入坑したる者が午後一時迄には七時間の労働を爲したか、若くは其れに充たない時に昇坑したかといふ事になるので二時、三時、四時と昇坑時間の後、に應じて入坑長時間に亘つた事になつて居る尙同所に於ける交替時間は比較的複雑であるからこゝには掲げないが、次表中一時迄の處が入坑七時間後であると見て大体間違ない。

(第三表) 採炭夫昇坑時間調

(三井田川第三坑) (大正十四年下期分)

坑所別	番方	繰込人員	不入坑人員	入坑人員	昇坑時間								計	平均入坑時間
					一時迄	二時迄	三時迄	四時迄	五時迄	六時迄	七時迄	八時迄		
一番方				三、一三三	二四	一、二五	二、八四	七、五八	二、二五五	七、四五	一、九六一	五、〇	三、一三三	

合計	坑 尺 四			坑 尺 八		
	昇坑歩合	二番方	三番方	昇坑歩合	二番方	三番方
昇坑歩合	二五、五七	七、一〇三	七、一〇三			
兩坑計	三、二四	一、六七三	一、六七三	六、八〇〇	四、七〇〇	三、〇〇入
昇坑歩合						
計		八三、四四五	八三、四四五			
昇坑歩合						
計		一、八六三	一、八六三			
昇坑歩合						
計		八、九三六	八、九三六	八、九三六	八、九三六	八、九三六
昇坑歩合						
計		三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六
昇坑歩合						
計		八、五九三	八、五九三	八、五九三	八、五九三	八、五九三
昇坑歩合						
計		七、四一	七、四一	七、四一	七、四一	七、四一
昇坑歩合						
計		三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
昇坑歩合						
計		一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
昇坑歩合						
計		二、五九九	二、五九九	二、五九九	二、五九九	二、五九九
昇坑歩合						
計		二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
昇坑歩合						
計		八、七〇	八、七〇	八、七〇	八、七〇	八、七〇
昇坑歩合						
計		二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇
昇坑歩合						
計		六、二三	六、二三	六、二三	六、二三	六、二三
昇坑歩合						
計		一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七
昇坑歩合						
計		二、八二	二、八二	二、八二	二、八二	二、八二
昇坑歩合						
計		二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
昇坑歩合						
計		八、二八	八、二八	八、二八	八、二八	八、二八
昇坑歩合						
計		二、九八	二、九八	二、九八	二、九八	二、九八
昇坑歩合						
計		三、七〇	三、七〇	三、七〇	三、七〇	三、七〇
昇坑歩合						
計		六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六
昇坑歩合						
計		二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
昇坑歩合						
計		八、九三	八、九三	八、九三	八、九三	八、九三
昇坑歩合						
計		一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
昇坑歩合						
計		六、八〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇
昇坑歩合						
計		三、〇〇入	三、〇〇入	三、〇〇入	三、〇〇入	三、〇〇入

第九章 労働賃銀及賞與

第一節 労働賃銀

労働賃銀を職別に一人平均を見れば次の如きものである。

採炭夫 (稼高拂)	一、八四一
仕繰夫 (稼高拂) (又ハ請負制)	一、七六九
掘進夫 (稼高拂)	一、七六九
坑内大工	一、三一八
坑内掉取	一、六〇七
坑内雜夫	九五八
坑内運轉夫	一、三四六
選炭夫	九四一
火夫	一、二四二
坑外掉取	一、四三八
坑外大工	一、五九八
電工	一、一八〇
職工	一、二九六
坑外雜夫	八八八
坑外運轉夫	一、三四八

稼高拂又は請負制のものには最高、最低の開きがなる爲、平均賃銀を見るに甚だ困難であるが、大体各坑が平均賃銀として出して居る数字が前記のものに大差ない状態である。

然らば稼高拂又は請負制のものには最高位の賃銀を得ることが出来るかといへば、前述の業態と賃銀算定の方法に於ける如く採炭夫、掘進夫、支柱夫等夫々先山、後山の二先（一組の二）が單位となり又は五人、十人の集團請負の場合等は後山より先山は歩合よく、熟練者は有付早々のものより割合を有利にするために、一日一人四圓乃至五圓に及ぶものもある。

一、先の賃銀分配に就ては採炭夫は大抵先山後山は男女に依らず頭割りのが多い。事實は殆ど夫婦であるから分配の必要はない。而し中には監督に於て初めから双方の賃格に差違をつけて定めてあるものもあり、又十と七の割合や、六分と四分に分つ所もある。仕繰夫等の集團的作業又は一先にて作業を爲す場合は各自の稼働力が定つて居て之と方數（仕事せ時間）に應じて請負金額を分配して居るところもある。

次表は福岡鑛山監督局に於て九州地方炭山の労働賃銀の調査であるが、此の表に於て特に見てもらいたいのは平均稼働率及平均稼働日數である。

(第四表)

石炭山鑛夫賃銀調

(福岡鑛山監督局調査)
自大正十四年六月至全年十一月分)

炭山實際作業日量	一ヶ月平均出炭量		一ヶ月平均稼働日數		一ヶ月平均所得		平均稼働率		平均賃銀		六月	七月	八月	九月	十月	十一月
	總坑夫	坑内夫	坑外	坑内	坑外	坑内	坑外	坑内	坑外	坑内						
二五、八	一〇、四六	一四、二四	二四、五	一八、五	二九、一五	三三、三〇	九五%	七二%	一、一九	一、八〇	二六、九	一〇、二四	一四、〇八	二五、七	二九、六	三三、七二
二六、九	一〇、二四	一四、〇八	二五、二	一九、三	二九、七三	三四、一六	九五%	七二%	一、一八	一、七七	二五、八	一〇、〇四	一三、七九	二五、八	二九、六	三三、七二
二五、七	一〇、〇四	一三、七九	二五、一	一八、七	二九、六一	三二、七二	九八%	七三%	一、一八	一、七五	二五、七	九、二二	一三、七九	二五、八	二九、六	三三、七二
二六、〇	一〇、八一	一四、八一	二五、二	一九、二	二九、二	三三、九八	九七%	七四%	一、二〇	一、七七	二六、〇	一〇、八一	一四、八一	二六、〇	二九、二	三三、九八
二六、〇	一〇、八一	一四、八一	二五、〇	一九、五	二九、〇	三三、九〇	九六%	七五%	一、二一	一、七九	二六、〇	一〇、八一	一四、八一	二六、〇	二九、〇	三三、九〇

坑内労働は坑外労働に比して平均賃銀の高き事は知れる所であるが、一箇月の平均稼働歩合が坑外夫に比して劣つて居る爲平均所得に於て其差は甚しく接近して來て居る。これに就て三菱炭山新入第一坑

に於ける各職別、男女別一ヶ月平均所得を次に掲げて見る。

次表に於て採炭夫の男子の所得が他の職に比して少額過ぎる如く見ゆるが、同所には採炭夫に朝鮮労働者を比較的多数使用し、其能率低き爲全体に平均すると斯くなるので普通の採炭夫は他山に於けるものと大差はない。又一般に女子の所得が少額であるが、坑内夫に於けるものは主として女子は男子に比し稼働率が一層悪い爲、坑外夫に於ては平均賃銀の低格のためである。

(第五表)

坑夫所得調

(三菱新入第一坑
大正十五年一月分)

坑内外別	職別	一ヶ月所得	
		男	女
坑内夫	採炭夫	二、三、六、二	一、五、二、二
	仕繰夫	三、〇、五、一	一、六、〇、五
	掘進夫	三、五、五、六	一、七、二、九
	坑内取	二、三、〇、五	
	坑内大工	五、九、一、八	
	坑内日役	二、六、三、七	
	選炭夫	二、七、五、二	一、四、二、三
坑外夫	坑外取	一、五、七、四	
	坑外大工	四、一、五、六	
	坑外工	三、三、一、五	
	坑外日役	二、三、四、五	一、四、四、八

第二節 賃銀支拂方法

賃銀の支拂の方法に就ては曾て納屋制度存置の時代は納屋頭に一纏めに渡され、其から多くの弊害を見るに至つたのであるが、今日では其方法を採用したものはない。純直轄制度は勿論、世話方制度と雖、坑夫各自へ直接拂である。而して筑豊地方に於て好況時代に切符制度(鑛業所發行の切符を坑夫に渡され坑夫は之を賣店に持ち行きて物品と交換し、配給所は月末に鑛業所に提出して現金と引換へる制度)に依り坑夫に賃銀を支拂ひ、一時は同地方一帯民家にも通用して、其弊害多きに至つたので福岡鑛務署は其廢止を命じ、之亦跡を絶つて現今は皆現金支給である。

賃銀支拂の期日に就いては請負夫、出來高拂、日給、日役に依つて夫々特色があり、職別に依つて亦異なる場合がある。

(一)採炭夫 採炭夫の出來高拂は近時殆ど毎日拂である。毎日拂といふ意味は第一日に採炭に従事したるものが第二日目に賃銀の計算を終りて第三日目に支拂はれるので、毎日従業して居れば其れからは毎日

受くべき賃銀がある筈である。但し毎日拂を爲すに就ては全部を支拂ふものと、一部を残して、残りの分は月に二回とか或は一回に之を渡して居る所がある。即ち今回視察したる三井田川、三菱新入の如きは八割を毎日拂となし後二割は月二回に支給して居る。是等は坑夫の有付を毎日拂に依つてよくしたが又容易に他に移動するといふ欠点があるので一部の稼働賃銀を残して置くといふ政策に出たものと思はれる。

(二)仕繰夫、掘進夫 稼高拂のものは月二回に仕事の出来高を調べて賃銀を算出し、支拂はれるのである然し中には毎日拂ひをなして居る所もある。この場合の毎日拂は事實跡間調査が毎日出来るものでないのであるから彼等の仕事に見込をつけて内拂ひをなして居るのである。請負制のものは、仕事の完了後支拂はれるのが普通であるが、何れにしても長期に亘る事は稼働者の生活上許されない所であるから内拂といふ事が當然生じるのである。

(三)日額拂の者 これは各本人の技倆に應じ日給額を定め(日給)毎月二回其支拂を爲すのが通例であるが、毎月二回といつても自ら締切期間といふ事が考へられて来るから、其職別に依つて、當月の一日より十五日迄の賃銀を十五日以後最初の日曜日に、或は前月廿六日より當月十日迄の賃銀を十六日に支拂ふ等の方法を以てなされて居る。

(四)日役の者 坑内日役の如きは採炭夫と同様毎日拂を受けて居る者が多い。

第三節 採炭と不明炭

採炭夫の賃銀に關聯して採炭と不明炭といふことを述べて見る。切賃一兩幾何といふ場合に同じ一兩にても、量の多少と、質の不良なるもの(硬として坑内に於て別に所分を要す)を混じたる場合などは歩引、過率賃與といふとが行はれる。是には荒函(採炭を了らざるもの)重量は一々秤量するけれども質の方は嚴格には行かないので目分量で行はれることが多い。結果は坑夫の不平をこゝから招くといふことは少なくなく、これが公平を期することは重大の問題に屬する。

不明炭といふのは後山が片磐に搬出して炭車を、前にある炭車に連結し、炭票(金屬制)をつけて置くといふ作業の中炭票をつけることを失念したる場合、捲上げられたる石炭は不明であるから斯くいふのであるがこれが取扱は區々になつて居る。即ち絶対に不明炭として坑夫の申出の如何に拘らず鑛業所の處分に歸し、坑夫に賃銀を支拂はない場合と、立證の十分なるものには賃銀を支拂ふ場合等である。

第四節 賞與

賞與には勤勉目的の賞與の中に精勤賞與、入坑賞與、方數賞與等の名稱がある。又勤績目的の賞與には定期賞與(夏冬二期)勤績賞與を擧ぐる事が出来る。勿論勤勉の目的、勤績の目的といつても坑夫募集、能率増進等の目的から出たもので、好況時代には種々雑多な制度が生れたのであつたが、現今に於ては優良坑夫の足止策位の目的であつて突飛なものは見當らない、而しそれだけ健實な制度だといふ

事は出来る。

精勤賞與の部類に属するものを例を掲げて参考に供する。勤績に關係の定期賞與にしても一面精勤賞與であるが、恩給制度、養老金制度、退職手当の如きは常時の賃銀給與として論ずる性質のものでなく、又是等に属するのは各鑛業會社内規として鑛夫及一般に之を公開せず、少數の職員が其内容を知れるのみといふのが多い状態であるが、是等を明に區別する事は困難である。

(一)方數賞與 現今多くの炭山に見る方數賞與といふは一番方、二番方の方數即ち就業數賞與の意味である。其受賞資格は次の如きものである。

イ初週間（一週間稼業日數六日とす）に五方以上入坑稼働したるものを次週間の受賞資格者とす。

ロ前週にて受賞資格を得たる者は次週間中入坑稼働一方に對し金參拾錢を支給す。

ハ事故及病氣早昇坑者にして時間或は見込出炭の八割稼働に満たざる時は受賞資格日數に算入せざる。と同時に當日の受賞資格なきものとす。但し公傷者は此限りにあらず。

(二)皆勤賞與 これは六ヶ月間の勤務成績に應じて支給せらるゝが通例で、平素操行の優良なるものにて不都合の行爲があつてはならぬといふ條件がある。之が支給には全部渡される場合と半額若くは一部を積立、會社が其れに對して一定の利子をつけて、退職の際渡すといふ制度もある。

次表は明治赤池鑛業所の皆勤賞與割合表であるが、甲種とは滿十五才以上の男を云ひ、乙種とは滿十五才以上の女、丙種は十五才未滿の男女を云ふのである。

(第六表) 皆勤賞與割合表

種	種		種		別	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等	八 等																																																																				
	給與日額	缺勤日數	給與日額	缺勤日數										給與日額	缺勤日數																																																																		
丙	種	給與日額	缺勤日數	皆勤	十日分	七 日分	五 日分	三 日分	四 日分	二 日分	一 日分																																																																						
														乙	種	給與日額	缺勤日數	皆勤	十二日分	八日分	六日分	五日分	四日分	三日分	二日分																																																								
																											甲	種	給與日額	缺勤日數	皆勤	十五日分	十日分	八日分	七日分	六日分	五日分	四日分	三日分																																										
																																								種	給與日額	缺勤日數	皆勤	十五日分	三日迄	五日迄	七日迄	九日迄	十一日迄	十三日迄	十五日迄																														
																																																				種	給與日額	缺勤日數	皆勤	十五日分	三日迄	五日迄	七日迄	九日迄	十一日迄	十三日迄																			
																																																															種	給與日額	缺勤日數	皆勤	十五日分	三日迄	五日迄	七日迄	九日迄	十一日迄									
																																																																									種	給與日額	缺勤日數	皆勤	十五日分	三日迄	五日迄	七日迄	九日迄

第十章 業務上の傷害狀況

地下労働である坑夫の業務上の災害は甚だ高率である。從來是等の罹災者が鑛夫勞役扶助規則の適用を受けて鑛業權者より扶助せらるゝ者は明かに業務上に基因するものであり、自己の過失下なく、而して目に見えたる負傷或は死亡に對してなされたものであつて炭坑持所の所謂坑内病と稱せられて居る眼

病、脚氣内臓諸機關の故障即ち鑛毒性肺炎（炭肺）とか眼球振蕩症などの病氣には及んで居ない憾みがある。

健康保険法は本年七月一日より實施されるのであるが、右に依れば被保險者たるべき坑夫は業務上の災害以外の私傷、疾病、分娩等に至る迄一定の保險金を支給せらるゝ事になつて居るから、前記の坑内病の如きも何れかに依り救済される事と考へられる。實際に公傷、私傷の判別は至難なる事とされ、鑛業権者は炭坑經營上、重大なる事項として扶助金額の多額に昇らざる様圖り、坑夫中には故意に負傷して（炭坑では之を自傷者と稱し、たわし、荒繩等を以て身体の或部分を強くこすり、血の滲み出る所に粉炭を塗付恰も落磐のため負傷したる如く裝ひて扶助を請求する等）扶助を受けんとする状態である。

鑛夫勞役扶助規則は改正工場法、同施行令に準じ改正せられ、本年七月一日より實施されることになつて居るが其改正案を見れば女子及び少年坑夫の坑内勞働制限の外第十七條以下業務上の災害に對する扶助規定も大いに改善され、扶助金額は高率となり、健康保險法との關係各箇條には夫々訂正、附加を施されてある。

次に坑夫の勞働に因る傷害統計を示して實際狀況を見ることにする。

次表は三井田川鑛業所に於ける大正十四年下期六ヶ月間に於ての負傷箇所及死傷原因調である。上肢下部の負傷多きは別に不思議もないとして、頭部、眼部、肩及背部の負傷が比較的多いのは注目に値

ひする。死傷原因調を見れば落磐と坑車の爲受くる被害が最も大である。是等の統計より見るも、採炭夫、支線夫、掘進夫、掉取夫の業態に災害の多き事は窺知される。

（第七表）

坑夫負傷箇所調

（三井田川鑛業所）
（大正十四年下期分）

部位	第一坑		第二坑		第三坑		斜坑		其他		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
頭部	二六	五	三八	九	一六	一九	一七	一〇	一〇	一	二
顔面部	八	三	三	三	二	二	二	二	一	一	二
眼部	三	七	三	三	一〇	二	二	二	一	一	二
胸部	九	三	一	一	二	四	三	一	一	一	二
腹部	八	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	二
肩及背部	四	八	四	一	三	三	三	一	一	一	四
上肢部	五三	一七	六九	二一	二六	二二	二八	二〇	三	一	五九
下肢部	四九	二二	七〇	五	一〇	一〇	一〇	一〇	一	一	二
計	一〇七	三三	一〇七	三三	一〇七	三三	一〇七	三三	一〇七	三三	一〇七

其他	七	四	二	二〇	三	三	三	五	六	二	八	四	四
合計	三七	二六	四三	四七	一五八	三二	一、四七三	二五五	一、七七八	四六	二九	五七	二〇
													三、五八五

(第八表) 坑夫死傷原因調 (三井田川礦業所) (大正十四年下期分)

内	坑		回數	死		亡		重		傷		合計
	落	瓦斯又ハ炭塵爆發		男	女	計	男	女	計	男	女	
其	他	二	一、二六	二								八七九
電氣ノ爲		二	二									二九七
器械ノ爲		二	二									二〇
瓦斯室息		二	二									二
發破爆發藥ノ爲		二	二									二
坑車ノ爲(前項以外)		三	三									二七八
ニ於テ其他		六	六									六
炭車道 逸走脱線		一〇	一〇									六
捲揚台ニテ昇降中		四	四									六
落		一	一									九五
瓦斯又ハ炭塵爆發		一	一									二九
合計		二一	二一									一、一六〇

外	坑		總計	備考
	器械ノ爲	坑車ノ爲		
計	二	二	二、七九七	九千五百五十四人、死傷率 三九・二%
其他	三	三	一三	
灼熱融溶物ノ爲			三	
電氣ノ爲			三	
其他			一六	
計	二七	二七	二、三三八	
其他	一	一	三三	
計	一六九	一六九	二、三三六	

第十一章 坑夫住宅及生活狀態

第一節 住宅

炭山に於ては附近僅かの通勤坑夫を除いては總て其礦業所設立の住宅に收容する。昔は納屋制度のため、各飯場に所屬し直接會社との貸借關係は生じない状態であつたが、現在では勞務係(三菱)礦夫事務所(三井田川)人事係(赤池)坑外係(貝島)等礦業所の役員が住宅の管理をなして居り、各人に直接貸與するのが通例である。

住宅の設備に就ては昔は坑夫納屋と稱して背合せの棟割四疊半一間で茅葺にして低く、土壁を以て廻りを塗りつ、ふし、出入口は垂、蕙といふ實に見苦しいものが多かつたのであるが、筑豊煤田の沿革に述べし如く、採炭業が科學的經營の体系を備ふるに伴れて漸次改良され、殊に好景氣時代の大正七、八年頃には四疊半二間とか六疊に三疊等二間のものが現れ、天井を張り建具を施し、坑夫の人格を認むる待遇になつて來たのである。今特長のあるものを挙げれば赤池新坑の新式の住宅では棟と棟との距離を廣くあけて（向ひ合せ）中間に樹木を植ゑしめ、とかく汚穢、惡臭に悩まざる、坑夫の住宅區域を淨化して居る。此環境に支配されてか屋内家具の類も亦整頓し掃除の如きも行き届いて居る。三井田川伊田豎坑の住宅には二階建のものがあるが之は坑夫が晝間睡眠を取るに適する爲といふ新しい試みであつたが實際は其れ程歓迎されてゐない、坑夫社宅は無暗に設備を理想的のものとしても彼等の生活狀態や其の程度の趣味に合はない企ては大抵失敗して居る様である。例へば共同炊事場の如きは一般社會施設として最も新しく稱へられる所であつて、坑夫の如き妻も夫と共に労働に従事し、小さい家屋にて多數の竈を使用する等の点を考れば至極適當なるものと言はねばならない、即ち是が爲には休憩時間を増し、衛生の目的を達し、火災の防止を圖り、營養の能率を増進し、生活費の遞減に及ぶ事が出来、アルコールの弊亦匡正に難くないと信せられるのであるが、斯の如き施設には一向興味を持つて居ない狀態であるとの事にて理想的だと考へられる諸設備必ずしも歓迎されるものではないと思はる。

三菱新入第一坑は古い炭坑であつて住宅も新式のものを見當らない。此處は世話方制度殘存の結果納屋頭名を門標に記載して其所屬を一見して分る様にし、直轄のものは其由を明記して居る。此處の朝鮮人稼働者は獨身の男子で直接朝鮮から募集して來るのであるが、住宅は幾分改造して温突式の模様になり、數人或は數十人を一戸に收容して居る。貝島大の浦第三坑は比較的新しい爲でもあらうが大體よく揃つて居る。立關土間を割合に廣く取つてあるのは、労働器具を置いたり、早朝薄暗い内に支度をしたりにするに、窮窟を感ずることが少ないので歓迎せられて居る。のみならず此種の住宅街路を通行する際内部のふしだらが見通されて不快を感ずるのであるがこの土間の廣い爲に幾分防げられて風紀上からもよい結果となつて居る。要するに是等は些細のことの様であるが能く労働者の心理を握むで企てられた施設であると思はれる。

尙内竈、外竈の二式に就ては近來出来るものは殆ど家屋内にある様である。各戸別施設の便所と共同便所に關しては、好景時代労働者の尊ばれる時には各戸別に之を設け大いに人心を挽かんとした炭山もあつた様であるが、是亦理想的であつて實際に適しない尤も礦夫住宅を根本から改善する事を前提として考ふる場合、即ち土地を廣く取るとか、衛生設備を完備するとかが爲し得れば問題はないのであるが、あの狭苦しい密集家屋に戸別毎に便所を設けたのでは衛生の行届かない事必然であると同時に惡臭に堪へられないとの事である。そこで現今では一棟四戸乃至五戸一箇所の便所といふのが大多數である

飲料水は大抵水道の設けがあつて一棟一箇所にて所謂井戸、た、會議の盛んな事は一つの名物である。燃料は、からと稱する粉炭或は悪質炭をコークス様になし、至極安價に分配して居るが、動力機關の場所から熱湯、蒸氣を供給して之を助くる所あるを見受くる。幸福設備に就ては章を改めて述ぶる事にすが住宅料に就て調査の結果に見れば無料供給の所と少額の料金を徴収して居る所がある。住宅無料貸與といつても電燈料として一箇五錢乃至十錢を取る場合と、税金を會社が代納せず各戸に於て納税を爲す場合等がある。而し何れにしても僅かの負擔であるが、有料貸與の場合に於ては疊一枚五錢乃至十錢を徴収し電燈料は別に取るから一ヶ月壹圓内外の住宅費を要するのである。

獨身者の居住に就ては寄宿舎を設立して居る所と、其設備のない所とがあるが大体に於て家族を有し其内稼働者の多きを歓迎して居る關係上獨身者の設備は行届ない状態である。寄宿舎のない所にては、つ、け、め、し、と稱し、配偶者のある家に下宿するのであるが、交替制の關係及狭き家屋に於けることであるから不和、密通等風紀上面白くない事象を生むのが常である。

第二節 家族數

住宅に居住して居る者(通勤者は至極少數)の家族はどの位居るものであるか、換言すれば非稼働者の數は如何、そして稼働者に對する割合は如何なる状態であるかといふに、大体に於て稼働者の數だけ

非稼働者の數があることを知る事が出来る。

次表は貝島大の浦、三井田川兩所の家族數調であるが、非稼働者の内には幼兒、兒童が大部分であつて成年男女及老年の者は少い、左表貝島大の浦非稼働者數九千三百六十二人中小學校通學兒童が三千二百五十五人といふ調になつて居り、實際坑夫街を歩いて子供が比較的多いのは驚かされるのである。其れは若年の夫婦者を好んで採用する爲出産率が比較的高い。炭山稼働者は日々入坑就勞するか左もな時間屋内に臥寢して居るといふ日常生活状態であつて。子供のみが戸外に遊んで居るので益々子供が多い様目につくわけもある。

(第九表ノ一) 坑夫家族數調 (貝島大の浦 炭坑)				(第九表ノ二) 坑夫家族數調 (三井田川 鑛業所)			
坑名	稼働者數	非稼働者數	稼働者ニ對スル非稼働者ノ割合	坑名	稼働者數	非稼働者數	稼働者ニ對スル非稼働者ノ割合
第一、二坑	二、二四四	二、四五二	一〇九%	第一坑	一、七八二	一、三七六	一二七%
第三坑	二、三〇六	一、九九三	九〇%	第二坑	一、六六八	一、六五六	九九%
第四、五坑	一、七七六	一、九一八	一〇八%	第三坑	三、九六五	二、六八一	七〇%
第六坑	二、二〇〇	二、〇九九	九五%	伊田斜坑	一、二四三	一、一三〇	九一%
第七、八坑	九七八	九〇二	九二%	本洞坑	二四一	一一一	五二%
計	九、五〇四	九、三六三	九八%	其他坑	六五	二七	四二%
				計	一、一三一	一、〇二四	九一%
					九、三九五	八、〇一五	八六%

第三節 生活計費

坑夫の生活費は案外低いものである。それは福利施設が比較的行届いて居る爲であるが其等の施設は多く炭山が偏鄙な土地である爲必要に迫られて發達したものと云へよう、然るに生計費の安價であるといふ事を立前として、稼働賃銀の低廉なるを當然の如く認めて行く事は炭山一般の經營方針らしい、所謂温情主義の現れであると思ふ。

調べ得た範圍に於て坑夫の生計費を見れば一家族夫婦に子供一人といふもので、日一圓五十錢乃至一圓八十錢、二圓迄は要しないといふのが各坑の標準である。例へば一圓五十錢にしても一ヶ月四十五圓を要するから平均所得三十三圓を超過すること拾貳圓にして一人の稼働にしては生計を維持すること不可能であつて女子も必然勞働を爲さねばならぬ。従つて子供の託兒所、幼稚園收容の如き施設は當然起るべきものとなつて居る。

次表は三井田川鑛夫事務所の調査に係るもので坑夫一人の平均生計費を月別に調査したものである。

(第十表)

坑夫平均生計費調

(三井田川鑛業所)
自大正十四年一月至全十一月

種別	大正十四年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	平均
貯金及講金	九〇四	一、〇〇三	九七七	一、五〇八	一、〇四四	一、〇七九	一、〇六六	九六二	一、七四四	一、五五五	一、〇二二	一、二二七

種別	大正十四年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	平均
食料費	九、五二二	七、七〇〇	九、〇〇〇	七、八〇七	八、三三三	七、五〇四	七、五〇九	八、一〇〇	七、九三三	七、五九九	六、九三七	七、八〇三
被服費	六、五三三	六、三三三	六、六六六	六、五三三	一、二四〇	六、八〇〇	一、一三三	一、一七〇	七、七三三	一、一三三	一、〇九八	九、三三三
家具費	七、七七七	八、六六六	七、〇〇〇	六、七七七	一、一八八	六、〇〇〇	一、五五六	五、七三三	五、七七七	二、八二二	二、五五六	七、三三三
酒、煙、草費	六、三三三	六、〇〇〇	五、六六六	五、八〇〇	七、〇一	五、八〇〇	六、二二二	六、九九九	五、三三三	五、三三三	五、九九九	五、九九九
家道具費	五、〇〇〇	六、〇〇〇	五、八三三	六、〇〇〇	四、八三三	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、三三三	五、八三三	四、八三三	四、一六六	五、五三三
新炭費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	二、七七八	三、三三三	二、七七八	二、八二二	三、三三三	二、七七八	二、七七八	三、三三三
教育費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
娛樂費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
交際費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
保健費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
燈火費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
共愛會費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
旅費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
雜費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
合計	一、五、五五五	一、三、九三九	一、三、五三三	一、三、八八八	一、四、七〇七	一、三、六〇一	一、四、〇六六	一、五、〇六六	一、四、九三三	一、三、八三三	一、三、〇〇一	一、四、〇一〇

監獄部屋といふ言葉は炭山労働に付物の如く考へられて居る様であるが、労働事情として段々述ぶる所に照して見て現在此地方には其等の疑を挿む余地はない。只納屋頭制度を残して居る所では其の所屬する範圍の坑夫の募集をなさしめて居るから相當弊害を醸して居る事は事實である。

第十二章 労働争議及労働組合

金屬山に於ける労働争議は從來足尾、別子等を始めとして随分著名なものであるが、炭山（坑内夫）に於て斯様大きな争議を醸した事は嘗て見ない。殊に筑豊地方に於ける炭山では争議件数も至つて小數である。此地方に起りたる争議の要求条件を見れば、賃銀増額、待遇改善、労働設備改善、積立貯金拂戻等であつて其殆どが不貫徹に終つて居る。今回視察した範圍に其状況を見れば、貝島大の浦に於て大正十三年七月賃銀増額の要求を爲して容れられず第二坑は同盟罷業を執行したが僅か數日間にして治つた。勿論其要求は通らなかつたのであるが最近筑豊地方に於ける争議としては記憶に値するものであつたと稱せられて居る。會社側に於ても其れが爲に非常に此方面に意を用ふる様になり、爾後労働条件の合理化に研究を重ねられて居る。三井田川に於ては、三井三池の争議の波及を數回受けて居る。同所現行の恩給制度は三池に於ける退職手当支給方法制定要求の一部を後に容れて實施されたものであるとい

はれて居る。明治赤池に於ては嘗て争議を見ないといひ、三菱新入に於ても最近特筆すべき事はない。労働組合は日本労働總同盟系統の全日本鑛夫總聯合會に加盟して居る九州炭鑛夫組合が田川郡後藤寺町にあるが其會員數は三井田川鑛業所々屬坑夫で僅か百名内外に過ぎない状態であつて、筑豊地方に於ける労働運動の如何に困難であるかといふ事を物語つて居る。

要するに此地方最近の状態にては大した争議又は労働組合の發達は見ない様に考へられる。各所一般に福利施設を行ひ、生計費の低廉に努めて居る事と、現在では労働者側に於ても工場労働者に比して組織的能力に薄い等の故であると思ふ。炭界不振の爲一部に稼働者の過剰を來して居る事勿論影響は小さい。

第十三章 福利施設

第一節 日用品の供給

福利増進施設には會社が直接爲すものと、共濟會の事業として爲さるゝものゝ二種類がある。共濟會は著名な炭山には殆ど設立されて居つて、貝島大の浦の鑛友會、三菱の協和會、三井田川の共愛會、明治の信和會等の名がある。組合規約は大同小異であつて、何れも其資金は組合員の醸出金の總額と同一金額を會社から補給して居る。事業別に福利施設の大要を掲げて見たい。

日用品の供給には會社が直接物品配給所を設けて居る所、物品供給所を指定商人に開設せしめて居る所、購買組合若くは消費組合を設立して居る所等がある。此施設は賣場、塙と稱して古くより筑豊地方一帯に發達して居るもので、其賣品は市場價格に比し常に廉價である。尙將來は購買組合組織に爲すべきものと思はるゝが、坑夫側には是等の組織を理解して設立を要求し、其經營に當るといふが如きは見受けられない現狀であるから純購買組合組織を實行して居る所は至つて少ない。會社直營の配給所を持つて居つて其配給所の設備費、人件費其他諸經費を會社が支出して可及的價格の低廉なる様努めて居るのが多く、市場小賣價格の割以上の低廉を示して居る。章末の「明治鑛業株式會社信和會規則」の次に「三井田川鑛業所購買會事務取扱手續」を掲げて置いたから同所の販賣品目、支入、販賣の手續を參考されたい。

第二節 教育及修養

(一) 小學校 鑛夫自身の教育程度に就ては後章統計に示す通り概して貧弱なるものであるが、是等の子女の教育に就ては邊僻な土地であるのと何分多數のものであるから私立小學校の經營といふことになり、三井田川、貝島大の浦の如きは何れも教職員四十余名、兒童約二千を收容して高等科、補習科の設置を見て居り、進んでは育英事業に及び成績優良にして前途有望なるものには學費を貸與して上級の學校に入學せしむる方が開かれてある。地方町村小學校に通學する場合は教育費は會社から種々の名義を以

て町村に交付せられて居る。先づ子供の義務教育に困る様なことは筑豊地方では無いと斷言して差支あるまい。

(二) 通俗教育 之は主として修養の目的で行はれて居る。名士若くは専門家の通俗科學講演、宗教講演等であつて毎月一回定期に之を行ふといふ所が少くない。

(三) 圖書館 圖書館と名のつくべきものではないが、圖書室を設けて主として修養、教育の書籍雜誌、新聞等が備へてある。これは娛樂機關であると稱して娛樂、慰安の部に分類する人もあるが、娛樂機關としては各坑共に余りに堅苦しいものばかりである。

(四) 青年團其他 青年團、軍人會は比較的秩序よく行はれて居る。青年會は十五、六才より二十五才位の年齢のものを以て組織し、軍人會は一炭山のみを以て在郷軍人分會を作つて居る所は少くない。又婦人の方には處女會、婦人會、主婦會等の名を以て會合されて有益なる講話や家庭生活の注意を要すべき事項に對し研究し、修養に資するところがある。是等の會には夫々應分の補助金を會社より支給して其鞏固なる發達に努め、稼働者の福祉を増さんとして居るのである。

(五) 敬老會及報德會 敬老會は明治、報德會は三菱にあるものである。敬老會は明治鑛業の古い歴史を持つてゐる一美風といつてよい。春秋二回彼岸期間中の休業日に於て之を開催し、各鑛業所内居住の六十才以上の高齢者を招き、宗教講演を催したる後食事を饗し、福引又は素人演藝等を行ひて慰安を與へ、

以て敬老の意を表するといふのであるが、其準備幹旋及演劇は稼働者中青年團、處女會が主として當り奉仕的に進んで其勞に就くといふに至つて此會の特色がある。

(六)補習教育 之は小學校の補習科とは異つて稼働者若くは其の子女(年齢を問はず)を便利の良い鑛夫俱樂部等の一部を使用して特定の科目に就き教育を施すといふ仕組で最も積極的施設として擧ぐべきものであるが、一般には行はれて居ない。只女子の裁縫教授に就ては各炭山共に何等かの道を開いて居る

第三節 慰安及娛樂

(一)鑛夫俱樂部 鑛夫集會所と稱して居る所がある、各坑所には職員の慰安、娛樂設備があつて集會、料理及撞球、圍碁其他大抵のものは備つて居つて謠曲の先生が毎週一定日に廻つて來るといふ延々した所もあるが、坑夫の俱樂部も比較的行届いて居る。其の設備は撞球、圍碁、將棋、ピンポン、カルタ、ラヂオといった様なものであるが各坑所共に一定しては居ない。全然是等俱樂部の設備のない所もあるが邊僻な場所であると住宅の狭いなどの点から緊要な施設であると考へられる。尙此俱樂部の一部は稼働者の婚禮儀式等に使用せしめて益々効果を擧げて居る所がある。

(二)演劇 之は山祇神社等に稼働者中より所謂素人劇を催す場合と、俳優の一團を備ひて演藝せしむる場合がある。これが爲には劇場を建てて居る所も少くない。平常は幼稚園等に使用して居る。

(三)活動寫眞 修養若くは科學又は風景、滑稽物等を隨時行ふのであるが、修養物が多く映寫されて居る様である。

様である。

(四)語り物 講談若くは浪花節であるが此種のを非常に歓迎して居るので隨時傭聘して稼働者に聞かせる所が少くない。

(五)音樂會 稼働者中に於て淨瑠璃、謠曲、尺八、筑前琵琶等に巧なる者を一堂に會し演奏せしめ又場合に依つては師匠を聘して講習せしむる事もある。

(六)武術 劍道、柔道、弓術であるが劍道ならば劍道、柔道ならば柔道の有段者が勞務係、坑外係等の職員に居つて毎週時を期して練習して居る。一の坑所に於て以上三つの中一つを探つてやるので總てに亘るのでない。

(七)運動 野球部、庭球部等がある。庭球のコートは炭山到る所にあるといふ状態であるが其利用、發達は甚だ疑問である。以上高尚なる遊戯に就て段々と述べて來たが一般に或少數者が之を利用するのみでチヨンガリ節催しの際立錐の余地がないといふのを見ても稼働者の趣味が那邊にあるかを知るに難くはない。然し運動會は炭山設置のグラウンドに於て少なくとも年一回の大會が開催され男女老若を問はず全山を擧げて之に参加し、各種の競技を行ひて僭樂の限りを盡すといふ最も一般的意義のある催しである。尙稼働者に以上諸設備を利用する時間を持たないといふとは福利施設を論ずるに重要なことと思ふ。

第四節 託兒所及幼稚園

(一) 哺乳 分娩後法定期間を過ぎて就労したいといふ者から乳兒を預つて乳を與へる設備であるが乳母を常に之に當らしめて居るのでなく牛乳、グラキソ、ラクトウゲン等を使用して居つて總て會社負擔である。

(二) 託兒所 之は三、四、五才位の幼兒預り所である。おやつ、辨當は各自持參する所もあつた様であるが、内容が異なるので弊害が多く、保護者の虚榮を高めたといふので、現在では託兒一日一人十錢内外の豫算を以て會社が總て支給するといふ方法を採用して居るのが通例である。

(三) 幼稚園 學齡期に達する迄の兒童であるが、之は必ず保護せなければならぬといふ施設ではあるまいが食事等の事を考へると親なき間媒母が世話するといふ必要があらう。これも經費を會社が負擔するが食事は各自が辨當を持參するのが多い様であるから、前記哺乳託兒の場合に比して少額を以て足る状態である。

第五節 人事相談所

各坑共に勞務係、坑外係等の職員に於ては常に人事相談に當つて居つて稼働に關係のない一私事に至る迄指導して居ることは前にも述べた通りであるが、此處に人事相談所として掲げたるは、右等の事務所が坑夫の住宅より遠距離にある時、坑夫の利便を慮り住宅街の一角に其施設を爲すのである。取扱事項は郵便物の配附(郵便局より一纏に配達す)無料代書其他一切の生活上に關する事項の相談であるが

無料代書は盛に利用されて居る。

第六節 鑛山委員會

前述したる共濟會は共濟の目的のみでなく勞資の意志疏通機關となつて居るに注目するを要す、例を明治鑛業の信和會に採つて見れば、支部長(鑛業所長)の諮問機關たるは、正會員の意志を表示すべき代表機關として、相互の意思の疏通と會員の福利増進を圖るを目的とし、正會員の選舉により支部長に於て任命したる委員三十一名と、従業員中より支部長の指名したる同數の委員により、委員會を組織し定期に隔月一回開催するの外隨時必要に應じて臨時開會するといふのである。

イ、選舉有資格者

- (1) 年齢二十歳以上
- (2) 勤続一年以上のもの

ロ、被選舉者資格

- (1) 年齢二十五歳以上
- (2) 勤続滿三年以上のもの
- (3) 一年以内に於て處罰を受けたる事なきもの
- (4) 最近年功賞與を受けたるもの

ハ、選舉區 職別として百人に對し一人の割とす

ニ、選舉方法 無記名連記とす

ホ、委員の任期 一ヶ年とす

ヘ、選舉期日 毎年九月最終日曜日若くは末日、又は十月第一日曜日とす

右の如くであつて純然たる鑛山委員會といふことは出來ない。一の福利委員會とでも稱すべきものであらう。然し労働條件の改善に觸るべき委員會制度は既に採用して然るべきものであつて大正八、九年頃には筑豊地方著名の炭山が競ふて其研究に没頭して其發達の曙光が見えて居つたのであるが、却つて今日は振はない状態である。労働組合の發達と併せ考ふる時は鑛山委員會制度は大問題である。兎に角我國の委員會は福利施設の一部門を脱しない現状であるから茲に本章中に之を述べた所以である。

第七節 金融機關

(一)貯蓄 郵便貯金を獎勵して居つて、大きな炭山には三等郵便局の設けがあつて簡易保險加入等も盛に勸誘して居る所もある。郵便貯金では調査に依つて知れる範圍に於ては明治鑛業の赤池鑛業所が最も成績が良く本年二月現在預入二千三百六十二口、金額十二萬七千二百四十四圓八十九錢、全坑夫に對する割合を見れば殆ど一人一口の郵便貯金をなし、頭割四十六圓の金額になつて居る。次に會社又は共濟會が金員を預るといふ方法がある。三井田川の共愛組合では本年二月現在六萬二千七百三圓を預り、年九

朱の利子を附する事になつて居る。以上は何れも坑夫の任意貯金に就ての一例であるが、會社が強制的に之をなさしむる事はないかと云ふに之に就ては前にも述べし事ある如く貸銀支拂期日に一部稼働賃銀を一定期間留置するといふ事實はある、又其の清算の際にも尙其一部を貯金せしめるといふ事もある様である。併し是等は事業經營上の商畧に基くもので強ち坑夫酷使の惡意に出づるものではない様である。今日では一般に坑夫の自由心理を汲んで施設するのを本旨としてゐる傾向である。只會社が恩惠的に與へる賞與等の一部を實際稼働者に渡さず積立として置く事は實行されて居る様である。とにかく貯蓄は會社から見ても稼働者の爲にも喜ぶべき事であるが、炭山労働者の貯蓄心は甚だ薄いものであるといはざるを得ない。一日坑内に降れば二、三日徒食するといふ一般風習がある。

(二)金融 筑豊地方炭山の金融機關といふものを見れば少額貸付金、頼母子講、質屋の三種を擧ぐる事が出来る。此中少額貸付金、頼子講に就ては福利施設として共濟組合などの事業の中に加へられて居る所があるが質屋の施設は聞き及ばない。貯蓄の精神に薄い反面には之等の利用が頗る盛んであつて弊害も亦起つて居る。三井田川に於ける少額貸付金制度の概要を見れば資金は共愛組合の剩餘金を以て充て貸付を受くべき資格は不得止事由に基く貧困者であり、滿一ヶ年以上在籍稼働者であつて信用する者、金額は一人に付五拾圓を限度とし、女子及幼年の稼働者には一人に付參拾圓を限度としてゐる、利子は一ヶ月拾圓に付金四錢、返済方法の原則としては稼働賃銀より貸高の百分の五宛控除し漸次償却せしめ

七〇
るといふのである。頼母子講には、落札講、抽籤講、積立講の三種がある。これは稼働者が自由に發起し、組立なす場合は少からず弊害がある、即ち坑夫の移動が多いのであるから、不斷に役員の監督を必要とする故に一定の標準規程を作製して、其の取立金の運用の監視に努めて居る所もある。

明治鑛業株式會社信和會規則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ明治鑛業株式會社信和會ト稱ス
第二條 本會ノ目的左ノ如シ
一 會員相互ノ意思ヲ疏通シ信義ヲ重シシ和衷協同ノ實ヲ舉クルコト
二 正會員ノ福利ヲ増進シ慶弔共濟ヲ爲スコト
第三條 本會ハ本部ヲ本社ニ置キ支部ヲ支店及ヒ鑛業所ニ置ク但出張所及分坑ニハ支部若クハ支部分會ヲ置クコトヲ得

第二章 會員

- 第四條 本會ノ會員ヲ分ツテ左ノ三種トス
一 名譽會員
二 贊助會員
三 正會員
第五條 本會會長ノ推薦シタル者ヲ名譽會員トス
第六條 本會社ノ役員及従業員ヲ贊助會員トス
第七條 本會社ノ鑛夫ニシテ鑛夫名簿ニ登錄シタルモノヲ正會員トス

第三章 資金

- 第八條 贊助會員ハ一定ノ金額ヲ贈出シテ本會ヲ贊助ス
第九條 正會員ハ毎月金拾錢ノ掛金ヲ爲スコトヲ要ス但己ニ納入シタル掛金ハ之ヲ拂戻サス
一ヶ月全休セル正會員ハ其月ノ掛金納入ノ義務ヲ免除ス
第十條 本會ハ本會社ヨリ毎年正會員掛金總金額以上ノ補助金ヲ受クルモノトス
第十一條 本會ハ本章規定以外ノ金品ノ寄贈ヲ受クルコトヲ得但用途ヲ指定セラレタルトキハ本會ノ目的ニ反セサル限り其指定ノ目的ニ使用スルモノトス

第四章 役員

- 第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一 會長 壹名
二 副會長 壹名
三 幹事 壹名
四 支部長 若干名
五 書記 若干名
六 委員 若干名
七 世話役 若干名
第十三條 本會社ノ社長ヲ以テ會長トス
第十四條 會長ハ本會ヲ統率シ之ヲ代表ス
第十五條 本會社ノ副社長ヲ以テ副會長トス
第十六條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス
第十七條 幹事ハ會長之ヲ任免シ其命ヲ承ケ本會ノ事務ヲ掌理ス
第十八條 支店長鑛業所長又ハ主任ヲ以テ支部長又ハ分會主任トス支部長ハ會長ノ命ヲ承ケ支部一切ノ會務ヲ指揮監督ス分會主任ハ支部長ノ命ヲ承ケ分會ノ會務ヲ掌理ス

第十九條 書記ハ會長之ヲ任免シ所屬上長ノ命ヲ承ケ其擔當事務ヲ處理ス
 第二十條 委員ハ贊助會員及ヒ正會員中ヨリ支部長之ヲ指名シ支部ニ於ケル會務ニ參與ス
 第二十一條 委員ノ任期ハ一ケ年トス
 第二十二條 世話役ハ會長之ヲ任免シ正會員及ヒ其家族ノ慰安、指導啓蒙ニ從事シ其他ノ相談ニ應ジ斡旋ノ勞ヲトルモノトス
 第二十三條 委員及世話役ノ數ハ支部長ノ具申ニ依リ會長之ヲ定ム

第五章 慶 弔

第二十四條 正會員婚姻ヲ爲シタル時ハ金五圓ノ祝儀ヲ贈ルモノトス
 但シ第二回以後ハ其金額ヲ遞減スルコトアルヘシ
 第二十五條 正會員子女ヲ擧ケタル時ハ金參圓ノ祝儀ヲ贈ルモノトス正會員ナル月主其家ニ養子ヲ爲シ又ハ正會員ノ子女ニシテ婚姻ヲ爲シタル場合亦全シ但シ其里方ニ付テハ此限リニアラス
 第二十六條 正會員軍務ノ徵收ニ應ジタル時ハ金拾圓ノ祝儀ヲ贈ルモノトス退營シタルトキ亦之ニ準ス
 第二十七條 正會員戰時又ハ事變ノ爲メ召集ニ應ジタルトキハ金拾圓ノ錢別ヲ贈ルモノトス凱旋シタルトキハ祝儀亦之ニ準ス
 前項ノ正會員ノ在坑家族ニハ一日金參拾錢宛ヲ贈ルモノトス
 第二十八條 正會員死亡シタル時ハ左ノ香奠ヲ其遺族ニ贈ルモノトス

在會年數	一 年 未 滿	一 年 以 上 五 年 未 滿	五 年 以 上
金 額	金 拾 圓	金 拾 五 圓	金 貳 拾 圓

第二十九條 正會員ノ家族死亡シタル時ハ金五圓ノ香奠ヲ贈ル者トス

第六章 共 濟

第三十條 正會員天災地變ニ遭遇シタルトキハ金參圓ノ見舞金ヲ贈ルモノトス
 但特ニ救濟ノ必要アリト認メタルトキハ遭難ノ程度ニ依リ其金額ヲ増加スルコトアルヘシ

第三十一條 正會員不具廢疾トナリタル場合ニハ左ノ見舞金ヲ贈ルモノトス

種 類	在 會 年 數	一 年 未 滿	五 一 年 未 滿 以 上	五 年 以 上
終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ		金 參 拾 圓	金 參 拾 五 圓	金 四 拾 圓
自用ハ辨シ得ルモ終身勞役ニ從事スルコト能ハサルモノ		金 拾 五 圓	金 貳 拾 圓	金 貳 拾 五 圓
從來ノ勞役ニ從事スルコト能ハサルモノ		金 五 圓	金 拾 圓	金 拾 五 圓

第三十二條 正會員疾病傷痍ノ一週間以上休業ノ止ムナキ時ハ休業第七日ヨリ一日金參拾錢宛ヲ贈ルモノトス
 但傳染病及公傷患者ニシテ會社所定ノ救助ヲ受クルモノヲ除ク
 前項ノ療養金ノ支給ハ百日ニシテ止ム

第三十三條 前條療養金支給額ハ其給料ノ三分ノ二ヲ超ユル事ヲ得ス

第三十四條 前二條ノ場合ニ於テ特ニ救濟ノ必要アリト認メタルトキハ其規定ニ依ラス救助スルコトアルヘシ

第三十五條 正會員分焼ノ爲メ休業セルモノハ分焼後一ケ月内ニ限リ前三條ノ規定ヲ準用ス

第七章 會 計

第三十六條 本會ノ會計年度ハ本會社ノ會計年度トス

第八章 附 則

第三十七條 本規則ノ改正ハ支部長會議ニ於テ之ヲ決ス但支部長ハ豫メ委員會ニ諮問スルコトヲ要ス
 第三十八條 本規則ハ大正八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第三十九條 當分ノ中法律上ノ手續ヲ完了セサルモ事務所ニ届出テタルモノハ之ヲ正當結婚ト看做ス
 第四十條 本規則中家族トハ會員ト同居セル親族ニシテ支部又ハ分會ニ豫メ届出テタルモノニ限ル

第四十一條 本規則ニ依ル支給ハ相當ノ證明ヲ以テ事故發生後三十日內ニ支部又ハ本會ニ届出テタルモノニ之ヲ爲スヘシ
 第四十二條 法律命令其他本會社ノ規則通達ニ違反シ或ハ闘爭自殺其他公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル場合ニハ本規則ヲ適用セス
 第四十三條 續夫扶助規則第六條乃至第八條及ヒ第十一條ハ本規則ニ之ヲ準用ス
 第四十四條 本規則ノ施行ト共ニ本規則ニ重複又ハ矛盾スル内規等ハ之ヲ廢止ス

三井田川鑛業所購買會事務取扱手續

營業所及役員ノ配置

- 第一、本購買會ハ本店ヲ三坑構内ニ支店ヲ一坑二坑斜坑及工作構内ニ設ク
- 第二、各營業所内ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 本店
 - 一、理事 一名
 - 一、係員 若干名
 - 支店
 - 一、主務 一名
 - 一、係員 若干名
- 理事ハ會長ノ指揮ニ從ヒ會ノ事務ヲ處理ス
 主務ハ會長又ハ理事ノ指揮ニ從ヒ當該營業所ノ事務ヲ處理ス
 專任係員ヲ設クルマデ理事ハ續夫事務本部主席書記長又ハ主席書記ニ主務ハ續夫事務派出所主席書記ニ委囑ス
- 第三、本會ノ營業所及其他ノ建物ハ三井田川鑛業所ヨリ借入ルモノトス

事務取扱

- 第四、本會取扱商品ハ食料品日用品類等トス
- 第五、本會物品ノ購入事務ハ理事之ヲ掌ル
 但シ臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ主務ニ於テ購入ノ手續ヲ爲ス事ヲ得

第六、購買手續ハ別紙註文書作製ノ上會長ノ認可ヲ得テ購入スルモノトス
 第七、購入物品ノ檢收ハ理事主務之ヲ掌リ別紙様式ノ受入書ヲ作製シ理事ヲ經テ計算主任ニ寫ニ通達付シ賣込商人ニ對シ代金支拂ヲ依頼ス支拂定日ハ左ノ通りトス
 毎月一日ヨリ十五日迄受入分 當月二十七日
 毎月十六日ヨリ末日迄受入分 翌月十二日

支拂當日曜祭日ニ相當スル時ハ繰延ブ但シ急需品ノ買付ヲ爲シタル時ハ臨時支拂ヲ爲ス事アルヘシ
 第八、本會ハ委託商品ノ取扱ヒヲ爲ス事アルヘシ
 第九、商品ハ總テ現金賣トス

第十、本店理事及支店主務者ハ毎日賣上日報ヲ作製シ(支店主務者ハ理事ヲ經テ)會長ニ報告スヘシ
 第十一、本店理事及支店主務者ハ毎日賣上金ヲ日報寫ト共ニ翌日必ラズ鑛業所計算主任ニ送付スヘシ
 第十二、分配價格ハ原價ヲ基トシ經費ヲ加算シ時價ヲ参照シ理事ニテ立案ノ上其都度會長之ヲ定ム
 第十三、各營業所營業時間ハ左ノ通りトス
 午前 時ヨリ午後 時迄
 毎月末日ハ休業ス

第十四、毎月末休業日ハ商品ノ梱卸ヲ爲シ過不足ハ會長ニ稟議ノ上整理スベシ
 第十五、各營業所係員ノ休日ハ月二回トシ各事情ニ應ジ會長之ヲ定ム

會計

第十六、理事ハ物品受拂簿ヲ備付ケ毎月損益表ヲ翌月 日迄ニ作製シ會長ニ提出スベシ毎季分ハ翌季初月末迄ニ作製シ評議員會ニ報告スベシ

購買會ノ販賣品目

野菜、漬物類、乾物類、罐詰類、ビール、サイダー等ノ飲料類、菓子類、煙草、酒類、燃料(木炭)魚肉類、雜穀、切レ地、化粧品、家具、事業用品、履物類、古着古洋服類、メリヤス類、帽子類、其ノ他ノ日用品、需用多キモノヨリ販賣ヲ開始シ順次販賣品ヲ増加ス

大正十一年四月十一日

第十四章 炭山の風紀

七六

第一節 坑内風紀

男女坑夫が入坑の際は着衣せるも、作業に取掛れば殆ど裸体である。男は禪のみ、女は極めて短い巾を腰部に巻いて居るばかりである。坑内は常に華氏六十度乃至八十度ありて、如何なる寒暑の度激しき時と雖も同じ服装で労働に従事するものである。但し業態に依つては、例へば函乗棹取の如きは寒氣を感ずるから着衣を要する場合が多い。右の服装状態であつて、暗く廣い坑内の事であるから、男女關係の如何なる状態にあるかといふ事は想像に難くはない。この男女關係に問題の起るは採炭方式にも依るものであつて昔多く残柱式方法に依りたる場合は採炭後山の女子が比較的遠距離に石炭を運ぶため其路すがら他の男子と出會する事が多いため間違ひが起り安かつた。先山、後山の組合せは夫婦を原則として、其の何れかが休業する場合は夫々注意を拂つて配屬さして居るから、先の間柄では斯様の問題は先づ起らないといつてよい。近來の長壁法に依れば比較的多數の者が同じ切端に就勞し、函は切端近く届いて居る等の關係上、設備上から見ても風紀の改善された事は著しいものであるといふて居る。

坑内の秩序は豫想外に整然たるものである坑内には坑内事務所があつて各係員は夫々事務を執つて居る。此處には電話もあればテーブル、椅子、火鉢、其他一般事務要具、茶器等も揃つて居つて地下何百

尺の處とも思はれない感じがする。係員が巡視に際して命令指揮に對しては極めて從順に見受けられる。新入者に對する態度等も昔の如く親分、子分といふ事を余り言はない様になつて、係員が直轄する所では本人が箇人的に不都合さへ行はなければ特に新入者に制裁を加へるといふが如き事はないとの事である。

之を要するに坑内道徳とでもいふべき氣分に包まれて居るといつてよからう。それは一旦災難起らば同じ土の下の運命であるといふ心理から來て居る様に思はれる。迷信の盛な事もいふ迄もないので、之を洗練された工場内労働者に比すれば、決して進んで居るとはいひ難い。喧嘩、口論、暴行、強姦、私通、賭博といふが如き行爲を別に悪い事とも感じないといふ者も一部に居る事は事實で、一度問題が起れば、傷害、殺人等極めて寒心すべき事象を生まざれば止まないといふ素質を有して居る事を見免す事は出来まい。

第二節 坑外風紀

此處では環境に就て述ぶるに止めたい。筑豊地方一帯に「御料理」の看板を掲げて料理らしきものを一つも作つて居る様でもなく、陳列もして居ないにも拘らず多數の婦人を使用して居る家を見受けるのが炭山の風紀を乱すこと甚しいといふことである。而し之は炭坑労働者の要求に應じて古くよりあるものであつて、此等の特色が何處にあるか解し難いのであるが一箇所に集團せず、所々便利な地域にあ

る事、出入が氣安い事等は炭坑労働者の心理状態をつかんで居るものではないかと思ふ。一面から見ると男子の稼働者は隆々辛苦地下労働に依り得たる金を斯様な處に持つて行き、女子の稼働者にして若き者は私通、姦通、夫婦離散の端は斯様な所に働く身分に惰落するのではあるまいかといふことが考へられるのである。

同地方に公娼制度を實施して居る所は直方町位のもので殆ど右「御料理」の勢力を占むる所となつて居るが一般に公娼よりも一回の浪費の程度は高いといふ事であるから、坑夫の經濟上からいつても、保健上、風紀上から見ても公娼制度に勝れる所はないと考へられる。

第十五章 坑夫出身地及前職

第一節 坑夫出身府縣

筑豊地方に働く鑛夫は何處から集つて來て居るかといふに、次表に示す如く各坑共に殆ど同じ状態にあることを知ることが出来る。即ち其の地元たる福岡縣を最高として、大分、熊本、愛媛、廣島、島根縣出身のものが多い。これは貝島大の浦、明治赤池の何れにも見る所である。九州に於けるもの、多い事は當然としても熊本が特に目立つのは佐賀、長崎には夫々地元で炭坑を有する爲此地方に出稼ぐ者が少ないのであると思はる。愛媛、廣島、島根に就て述べれば、愛媛縣及一般に四國は土地に比し人口過剰

の趣あるに依り出稼者の多い事は他の職業にも見る事が出来るのであるが、大なる原因は炭坑の稼業に堪へ、勤続成績の良好なるに鑑み、募集人等が此地方に目をつけて來た爲と見做される。廣島、島根は實は同一地方であるので廣島縣中北部、島根縣の山地出身の者が大部分を示して居る、これも坑内労働に辟易しない素質があるとのことで多數の勤続者を出して居るとの事である。

次に特殊のものを見れば三菱の鮮人労働者を先づ挙げざるを得ない。これは朝鮮から旅費拾圓を前貸し、連行するので、内地労働に従來從事して居た者を雇傭するのではない。三井田川に大阪、京都に本籍を有するものが居るが是は極めて稀なことであるといはれて居る。和歌山、富山の出稼者が數名居るのも注目に値する。

之を要するに筑豊地方炭山の労働者は中國以西の者であつて、我大阪地方職業紹介事務局の管轄區域を出ないといふ事が分明了たのである。

第二節 坑夫の前職

前職調査としては統計的數字を見る事が出来なかつた。坑夫在籍原簿等に依つて見れば前職業が坑夫であつた者が最も多い。次は農業に従事して居つた者である。農業と稱しても職名を斯く云ふのであつて實際は耕地も所有しない小作者であつて、常に其地方の日役稼をなし來つたといふ様な者が大部分である。従來報酬が低格にして、労働時間としては實に霜を踏んで出で、星を頂いて歸る態の労働の經驗

(第十一表ノ一) 坑夫出身府縣別調

(三井田川鑛業所)
大正十四年十二月末

府縣別	坑内夫	坑外夫	計	府縣別	坑内夫	坑外夫	計
福岡	八〇四	七四五	一、五四九	高知	二六	一	二七
大分	一九九	四五	二四四	山口	三六七	七七	四四四
佐賀	八五	一六	一〇一	島根	五八	一三	七一
長門	四五	一九	六四	岡山	四一	一七	五八
熊本	四八	四七	九五	廣島	二九	一	三〇
鹿島	一九六	四七	二四三	朝根	一〇五	一〇四	二〇九
宮崎	二七	七	三四	其計	一、四六二	一〇四	一、五六六
香川	四九	〇	四九	計	三、八一四	一、一五三	四、九六七
愛媛	一六三	二四	一八七				
德島	六〇	四	六四				

(第十一表ノ二)

坑夫出身府縣別調

(三井田川鑛業所)
大正十四年十一月末

府縣別	坑内夫	坑外夫	計	府縣別	坑内夫	坑外夫	計
福岡	三、二二四	一、三二五	四、四四九	山口	一〇六	三六	一四二
大分	一、一一六	二九八	一、四一四	廣島	四〇六	七七	四八三
佐賀	一三七	七三	二一〇	岡山	七九	一四	九三

府縣別	坑内夫	坑外夫	計	府縣別	坑内夫	坑外夫	計
長門	七六	三〇	一〇六	和歌山	一三五	一四	一四九
熊本	七〇七	二一五	九二二	大和	九九	一	一〇〇
鹿島	一七〇	三三	二〇三	鳥取	九	一	一〇
宮崎	二〇六	一九	二二五	兵庫	一三	二	一五
沖繩	一六七	一	一六八	京都	五	一	六
愛媛	二七二	三二	三〇四	富山	六	一	七
高知	四七	二	四九	其計	五二	一九	七一
香川	四九	五	五四	計	六、九四〇	二、二一四	九、一五四
德島	四五	一〇	五五				

者である。而して粗食に安じ、近代的文化に溶する事少く素朴其もの、如き前身の者が炭山に來て可成
 就勞して居る事を知るのである。其には毎年一定期間即ち收穫を終へ(十一月)田植(六月)に到る間
 就業する所謂季節的勞働を爲すもの、相當ある事は異動の状況調査にも明かである。次に父子相繼いで
 坑夫をなすものも古き炭山には相當の數を占めて居る。此處に工場勞働の轉職者の有無及其の率に就て
 見るに甚だ少數の轉職就勞者(工場勞働熟練工は殆どなし)を見るも稼働成績悪く炭山に歡迎されて居
 らざる現狀である。他種鑛山、即ち金屬山石油山よりの轉職者は之亦少ない。尙金屬山の經驗者が炭山
 に稼働する事は可能であるが炭山の勞働者が金屬山に働く事はむづかしいと稱せられて居る。
 女子は男子に従ふ現象であるが、坑夫の配偶者は、やはり坑夫の子女が最も多く、一旦酌婦等に惰落

したるものは再び炭山に歸る者はないといふ事も注意すべき事である。

第十六章 坑夫の年齢

筑豊地方炭山在籍者の年齢を調査して見れば次表の通りであつて、二十歳より三十歳の者多数を示めて居る。二十歳未満即ち未青年者が比較的多數に居ることがわかる。十五歳未満のものは女子と同様に鑛夫勞役扶助規則に依つて就業時間、休日等に制限を附せられてあるため、其採用は躊躇されて居るのであるが、十五歳以上のものではあれば可成若年者を好んで採用して居る現狀であるから一般工場勞働者に比して年齢低くとも高くはないことを知ることが出来る。地下勞働に熟練者を要する事は既に述べたる所であるが、身体強健にして肉体勞働に堪わ得る者たらざるを得ないので、三十五才若くは四十才以上に達すれば氣力、体力共に低下し負傷率を増し、治療成績悪く、能率が擧らないといふのである。而し眞面目に勤續する者は熟練の結果壯者を凌ぐ作業能率を繼續する者多く、決して之を淘汰することはない。

尙坑内、坑外別に見れば坑内夫は坑外夫に比して平均年令低く、男女別に見れば男子は女子に比して平均年令は高い。次表三菱新入第一坑のものと三井田川の比較に於ては殆ど共通する所であるが三井田川の鑛夫年齢が稍々高い状態である。

(第十二表ノ一) 坑夫年齢別調 (三菱新入第一坑) (大正十四年十二月末)

年齢別	坑内夫	坑外夫	計	年齢別	坑内夫	坑外夫	計
十四歳未満	四	二	六	十四歳未満	四一六	一〇五	五二一
十五歳	一三	五	一八	十五歳	三三五	一一〇	四四五
十六歳	四八	三六	八四	十六歳	二二四	八七	三一
十八歳	二〇〇	一〇二	三〇二	十八歳	九四	五七	一五一
二十歳	三七七	一二七	五〇四	二十歳	三〇	一七	四七
二十五歳	七六七	二〇三	九七〇	二十五歳以上	七	一四	二一
三十歳	七八五	一六〇	九四五	計	三、八一四	一、一五三	四、九六七
三十五歳	五一四	一八二	六四二				

(第十二表ノ二) 坑夫年齢別調 (三井田川鑛業所) (大正十四年十一月末)

年齢別	坑内夫	坑外夫	計	年齢別	坑内夫	坑外夫	計
十四歳未満	七	一	八	十四歳未満	一、三九一	三七四	一、七六五
十五歳	四〇	二七	六七	十五歳	一、三六三	三二三	一、六八六
十六歳	九六	五〇	一四六	十六歳	一、〇五三	二五〇	一、三〇三
十八歳	四二三	一五七	五八〇	十八歳	七八九	二二三	一、〇二二
二十歳	四七四	一五〇	六二四	二十歳	六三九	二〇二	八四一

五十歳未満	三七九	一九〇	五六九	六十歳以上	二二二	五八	八〇
五十五歳	二〇四	一三一	三三五	計	六、九四〇	二、二一四	九、一五四
六十歳	六〇	六八	一二八				

第十七章 坑夫の教育程度

炭山労働者は如何なる學校教育の經歷を有して居るかといふに、尋常小學卒業即ち義務教育を終くたばかりのものが最も多數を示めて居つて、其程度より低きものは高きものより多數である。坑内、坑外別に見れば概して坑外夫が教育程度が高い。又性別に於ては女子の教育程度は頗る貧弱なるもので、即ち無學者の割合は男子一〇・五%、女子二九・三%であつて三井田川無學者千四百十三名中七百七名は女子である。三菱新入の無學者中姓名を書き能はざるもの、中には鮮人労働者の大部分が含まれて居る。其他は大體に於て共通して居つて、貝島大の浦、明治赤池も同様の状態である。

要するに炭山に働く労働者は一般に教育程度の低いものであるといふ事がいへる。

(第十三表ノ一) 坑夫教育程度別調 (三菱新入炭坑) (大正十四年十二月末)

教育程度別	坑内夫	坑外夫	計	教育程度別	坑内夫	坑外夫	計
無學ニシテ自己ノ姓名ヲ書キ得ザル者	一、三九〇	一五四	一、五四四	無	一、一三七	二七六	一、四一三

(第十三表ノ二) 坑夫教育程度別調 (三井田川礦業所) (大正十四年十一月末)

教育程度別	坑内夫	坑外夫	計
無學ニシテ自己ノ姓名ヲ書キ得ザル者	一、一三三	二七六	一、四一三

無學ニシテ自己ノ姓名ヲ書キ得ル者	尋常小學中途退學		尋常小學卒業		高等小學中途退學		高等小學卒業		中等學校卒業		計
	坑内夫	坑外夫	計	坑内夫	坑外夫	計	坑内夫	坑外夫	計		
姓名ヲ書キ得ル者	三六八	一八六	五五四	一、七九八	三三〇	二、一二八	六八九	一九四	八八三	二、八六三	二、四九六
尋常小學中途退學	一、〇五八	三四二	一、四〇〇	二九一	一六九	四六〇	七〇	二二五	一〇三	一、〇三三	一、五三七
尋常小學卒業	七〇	四五	一二五	八一六	七二一	一、五三七	二三五	一四	一〇三	一〇三	一、〇三三
高等小學中途退學	二三五	二一八	四五三	三三三	七〇	一〇三	一四五	一五	一〇三	一〇三	一、〇三三
高等小學卒業	四	一四	一八	二	一五	一〇三	一五	一五	一〇三	一〇三	一、〇三三
中等學校卒業	三、八一四	一、一五三	四、九六七	六、九四〇	二	二、二一四	九、一五四				九、一五四

第十八章 坑夫の勤続年數

坑夫の異動を述ぶるに先だち在籍者の勤続期間が如何なる状態にあるかを見れば次表に示す如く勤続年數は比較的短い。一年未満といふものが多く、三年未満の者は總坑夫數の半數以上を占めて居る。三井田川及明治赤池等は坑夫恩給制若くは年功慰勞金給與の實施されて居る爲でもあらう、勤続期間は比較的永いといはれて居り殊に明治礦業の各炭山に於ては一般に勤続成績が良好であるとの評がある。

坑夫に愛山心を起さしめ、父子相續で從業せしむる事は、あらゆる点に於て効果を治さむる所であつて、各所共に之が爲には勤續者優偶の道を講じ、福利施設の完璧と共に前途安心して斯業に終始する事の出来る様前記恩給制度の如き生れた所以であるが此處に注意すべきは退職手當規定其他の規定に依つて退山の際一時金として之を給與若くは拂戻しを行ふが如き方法に就ては思慮淺薄なる輩は其一時金欲

しさに例へ其が僅少なるものであつても退職を申出で返つて異動を助長するの結果となる事である。

(第十四表ノ一) 坑夫勤績年數調

勤績年數別	坑内夫	坑外夫	計	勤績年數別	坑内夫	坑外夫	計
三ヶ月未満	九一九	一〇二	一、〇二一	五年未満	七〇	五二	一二二
六ヶ月	六〇五	一〇七	七一二	五年	一三〇	八三	二〇三
九ヶ月	三三一	七六	四〇七	五年以上	一五	一〇	二五
一年	四二七	一〇八	五三五	計	三、八一四	一、一五三	四、九六七
一年半	二六〇	八三	三四三				
二年	一〇二	一〇六	二〇八				
三年	一三四	七三	二〇七				
四年	一六三	九八	二六一				

(三菱新入坑夫)
大正十四年十二月末

(第十四表ノ二) 坑夫勤績年數調

勤績年數別	坑内夫	坑外夫	計	勤績年數別	坑内夫	坑外夫	計
六ヶ月未満	一、五一一	二二二	一、七三三	五年未満	八一	四三	一二四
一年	六一五	一四九	七六四	五年	二五	二〇	四五
二年	一八五	三四七	五三二	五年以上	三三	二〇	五三

(三井田續業所)
大正十四年十一月末

第十九章 坑夫異動

第一節 坑夫の異動狀況

年	三	四	五	六	七	八	九	十	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十五年以上	計	
勤績年數別	三	四	五	六	七	八	九	十	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十五年以上	計	
坑内夫	九三八	五三一	三二五	二八九	二八九	二二四	二一六	一一二	一一三	九一																
坑外夫	二五九	一四〇	一一八	一〇六	九三	六六	五八	三六																		
計	一、一九七	六七一	四三三	四一五	三二〇	二三八	一七八	一二七																		
勤績年數別	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十五年以上	計															
坑内夫	二〇	一七	二二	三三	三一	二二	一〇	五	六	九四〇	六、九四〇															
坑外夫	一三	一六	二〇	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二、二一四															
計	三三	三三	四三	五五	四三	四〇	二九	一六	二〇	九、一五四	九、一五四															

坑夫の異動を見るに先づ今回調査に係る貝島大の浦、三菱新入の大正十四年中の異動表を掲げて見る
大の浦に於ては一ヶ月平均稼働者總數に對する解雇數は四・六%雇入數は五・一%となり、兩者の動き
を稼働者總數から見れば九・八%に當つて居る。而して月別の状態を見るに一月より四月迄は雇入超過
五月、六月は解雇超過、七月から十月迄雇入超過、十一月、十二月が解雇超過となつて居る。次に三菱新

入に於ては一ヶ月平均稼働者總數に對する解雇率は一一・八%雇入率は一・二%となり、兩者の總數に對する異動率は二三・九%となつて居る。又月別に異動の状況を見れば三月迄及六月、九月、十月は解雇超過、餘は皆雇入超過である。

以上兩所のものを見れば概評趣きを異にして居る。即ち大の浦より新入は異動率高く、月別異動の状況に於ても相反する現象の場合が多いが新入炭坑に於ては獨身者を多數に使用して居るために異動率が高いのである。又月別状況に於ては從來當事務局に於て調査に依れば五、六と九、十が解雇月となつて居る。大の浦の炭坑が一般に見るべき現象の様であるが十一、十二月に僅かながら解雇超過であるのは工場労働者の異動に見るべき現象である。これは同所に於て坑外工作職工の歸國者が多かりしたためといはれ、九、十月の農繁期を濟まして十一月から就業する者を見るのが一般炭山労働者の異動現象となつて居る。五、六月はやはり農繁期歸國のためである。尙以上にては坑内、坑外別及性別の狀態も不明に就き次に福岡鑛山監督局調査に係る同局管内大正十四年中の異動表を掲載して見る。即ち坑内夫は坑外夫に比して異動が激しく、女子は男子に比し異動率の高き事を知る事が出来る、職別異動の關係に就ては退山理由調査(三井田川)を参考せられたい。

(第十五表ノ一) 坑夫異動調 (貝島大ノ浦) (大正十四年中)

月別	解雇人員		雇入人員		較差	月末現在
	一	二	一	二		
一月	四三八	五三三	五八二	六三二	(十)	九、一七〇
二月	五三三	五五二	七〇	(十)	(一)	九、二六六
三月	五五二	五五二	七〇	(十)	(一)	九、四三三
四月	五八〇	四九〇	四四	(十)	(一)	九、五〇〇
五月	四九〇	四四	三三	(十)	(一)	九、五五〇
六月	三三	三三	三三	(十)	(一)	九、五五〇
七月	三三	三三	三三	(十)	(一)	九、五五〇
八月	三三	三三	三三	(十)	(一)	九、五五〇
九月	三三	三三	三三	(十)	(一)	九、五五〇
十月	三三	三三	三三	(十)	(一)	九、五五〇
十一月	三三	三三	三三	(十)	(一)	九、五五〇
十二月	三三	三三	三三	(十)	(一)	九、五五〇
計	五、三二七	四、四一四	五、八八八	三、三九	(十)	九、五五〇

(第十五表ノ二) 坑夫異動調 (三遊新入第一坑) (大正十四年中)

(第十六表) 坑夫異動調 (福岡鑛山監督局管内) (大正十四年中)

坑内外別	解雇		雇入		較差	月末現在
	男	女	男	女		
坑内夫	一、七五二	四〇、四九三	一、六〇〇	三八、二七六	(一)	二〇、九八一
坑外夫	一、四三三	一一、八六六	一、三三七	二一、三〇六	(一)	二〇、九八一
計	三、一八五	五二、三五九	二、九三七	五九、五八二	(一)	四一、八六二

第二節 坑夫退山の理由

稼働者が除籍せらるゝ場合は會社から解雇せらる時、本人の意志に因る時、傷害等不可抗力に因る時の三大別に出ることが出来る。更に其れを小さく調査して見れば次の様な事が理由となつて居る。

- (1)、家事上の都合と稱し退坑を申出するもの
 - (2)、切端割當の不公平若くは不運に依り質銀意の如く得られず、生活上困難なりと稱し他山に轉坑の爲退坑を申出するもの
 - (3) 歸郷の爲退坑申出るもの
 - (4)、無斷他出の儘歸山せざるもの
 - (5)、病氣又は就業個所都合の爲稼働意の如くならず生活に窮し負債返済の見込なく逃走するもの
 - (6)、不良者にして當初より借用金踏倒の目的にて雇傭契約を結び、僅少日數稼働し、逃走するもの若くは一日も稼働せずして逃走するもの
 - (7)、病氣の爲稼働出來ず退坑するもの
 - (8)、公傷病に依り療疾料を受けて退坑するもの
- 大体以上の如きものであるが、次表三井田川第三坑の統計に見てもわかる如く稼働者の不精と怠惰から出て居るものゝ多いのに驚く、左表中事故退坑と障害以下が善意若くは當然の退山者と見らるべきで

あるが、其等の理由に依るものは少数者である。

(第十七表) 坑夫退山理由調

理由別	探炭夫	仕繰夫	坑内採取	坑内雑役	選炭夫	火夫	坑外採取	坑外雑役	聊簡方	器械方	諸職工	受賃夫	馬丁	計
逃走	五五	一五	一〇	一一	二六	四	四	三	—	九	七	五〇	三	一一九
無斷退坑	六四	三三	一九	四	二八	七	八	—	—	—	二	三八	三	一九五
退坑事故	九七	二二	一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三九〇
無稼働のため除名	一〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非稼働となる	一三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
解放逐	一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害	四六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病氣	二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公傷	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一、〇四〇	四一	四一	二四	三五	一一	一七	七	—	一三	一三	三四四	七	一、五九四

(三井田川第三坑) 大正十四年下期分

第三節 解雇者歸趨狀況

退山せる労働者の落付先は何處であるか、福岡鑛山監督局調査に係る鑛夫解雇者歸趨調に就いて見れば、炭山労働はやはり炭山労働に就業するものが最も多い。次は歸農せるものであつて、農業労働と炭山労働の深い関係がある事を知る事が出来る。不詳のものが多いのは退山の理由に逃走が多い爲である

未従業だけを失業者と解釋せば其數は比較的僅少ななるものであつて全体の三・八%に過ぎない。

(第十八表)

鑛夫解雇者歸趨調

(福岡鑛山監督局管内)
大正十四年中

歸趨別	男		女		計	割合
	男	女	男	女		
同 鑛山ニ轉職セル者	六三、〇七八		二五、一二四		八八、二〇二	四五・五%
他種鑛山ニ轉職セル者	六七七		二一六		八九三	〇・四%
歸 農セル者	二四、一五五		七、五七八		三一、七三三	一六・四%
其ノ他ニ轉職セル者	七、一二四		二、八九〇		一〇、〇一四	五・二%
未 従 業 者	四、〇八〇		三、三八九		七、四六九	三・八%
不 詳	四一、八〇五		一三、四八六		五五、二九一	六・七%
合 計	一四〇、九一九		五二、六八三		一九三、六〇二	一〇〇・〇%

備考 本表には石炭山以外の解雇者二千三百三十一人を含めり

第二十章 坑夫雇備状態

第一節 坑夫募集

従來坑夫の募集には各炭山共に多額の經費を投じて來た。炭山相互に坑夫爭奪が行はれて弊害は少くなかつたのであるが、最近に於ける状態は積極的に募集人を派して募集するといふ事は極めて稀れな

に屬する。

現在筑豊地方で行はれて居る坑夫の雇備は其の炭山に永年勤続して居るものであつて信用ある坑夫の仲介、即ち縁故募集をなしつゝあるもので突然炭山事務所を訪れて志願しても採用されないといふ状態である。是に就ては優良坑夫を採用したいといふ方針から出たものにて坑夫を採用する必要がないといふのは違ふ、現在に於ても優良坑夫の爭奪は常に行はれて居る所であつて、これは炭況の好、不況に拘らず永續する問題であると考へられる。而して異動の斯如く激しい状態であるのと、採炭切端の休止若しは操業の乱れから來る損失の大なるものあるを考へれば、坑夫殊に採炭夫支線夫、掘進夫の補充に如何に苦心して居るかといふ事は窺知出来るのである。そこで何處の炭山にても坑夫は要らぬといふ處はないといつて斷言して差支まるまい。従つて營利紹介業者、地方募集人等に繼續して其の募集を契約して居るといふものも少くない。而し實際は縁故募集が最も成績が良好である事は事實である。其の多く行はれて居る縁故募集といふのは如何なる方法であるか、單なる知人紹介であるか、それとも會社が其の紹介を奨励し、更に進んで報酬を附與して居るか等の点に就て聊調査の結果を述べる事にする。

縁故募集が好成績であるといふので他の方法を中止し、この方法を奨励の舉に出て居る向もある。然らば如何なる方法に依つて奨励して居るかといふに、或職業に限り之を奨励する、大抵前記三業態のものであるが、中には採炭夫のみといふ所もある。これは時々變更する、即ち新坑開鑿開始の場合は開鑿

夫の多數を必要とする等の爲である。次に世話料であるが其の被紹介者入籍後の勤続日數に應じて支給せられて居る所が多い、勿論これは頭列ではないから本人の受くる、賃銀には影響はないのである。次に勤続者が、新人者雇入の爲遠隔地に出張したる時、其れが適當なる者にして入籍後勤続成績良好なるものに就いては旅費實費を支給するといふやり方もある。又有附金と稱して新入者が受くるものがある或條件に適合する者即ち例へば入籍後六ヶ月間に於て男子百二十日、女子百日以上従業したる者には獨身者、夫婦共稼等に應じて十圓乃至三十圓を支給せられる。大体右の要領で募集が行はれるのであるがこの積極的獎勵は或期間に限り實行して、或期間は中止するといふ事もあり得る事である。

第二節 營利紹介業

今回の視察炭山中には紹介業者を利用して居る所は一ヶ所もない。そして筑豊地方及若松市に就て坑夫紹介を業とせるものを取調たるに直方町を措て他に見出せなかつた。

直方警察署管内に於て大正十四年末雇人紹介業三十九軒、募集人二十三名が存在して居るが、統計等の數字的調査は未完了であるとの事で、其の狀況の一端を述ぶるに止めたい。直方驛前通に「阿部事務所」其他四、五軒の紹介業があるが、其の看板又は臨時立看板(A)(障子一枚大)には次の様な事が大書してある。又市内到る處に(B)の如きポスターを貼付て居る。

(A)

松島、崎戸、大峯、上山田、飯塚、峯地、下山田、
直轄坑夫大募集
食料三十七錢 賃一圓七、八十錢
コ、ニ申込方ハ手數料ハ何ニモ入マセン

(B)

崎	賃金一日一圓七八十錢ヨリ
戸	食料一日三十七錢
炭	坑夫大募集
鑛	旅費支給ス、小使賃シマス
	福岡縣直方驛前へ御出ノ方ハ
	手數料ハ一厘モ入マセン
	申込所 某事務所

是等の文字を見て第一に感ずるのは納屋制度である。前掲の炭坑中、大峯、上山田、飯塚、峯地、下山田は筑豊地方に属するのであるが恐らく納屋制度の遺物である世話方制度の一部残存の結果、鑛業所直接の申込でなくて其等の納屋頭の申込に依ると思はれる。此事に就て紹介業者側の云ふ所では直轄のものもあるが、現在主として取扱かはんとして居るものは遠隔地行のものであるといふ。何程筑豊地方には現在あれだけの大々の募集をせば坑夫が集まらずとする不評判の炭坑、又は需要が實際充たされなくて不足を告げて居る所といふものはない様である。紹介業者が主として遠隔地行のものを紹介するといふのは長崎縣下及北海道を指す事明である。

要するに鑛業所自身が此等を利用したのは昔の事といつてよい。前記「阿部事務所」の如きは好景氣時代坑夫争奪の激しかりし時には盛大なる營業振りであつたといふが、現在では其取扱数は至つて微々たるものである。

第三節 就職旅費

會社の役員が出張募集をなす場合は旅費を支給し、又は前貸するのが普通であるが、現在の様に訪れて来る者を詮衡して採用する位の程度にては就職旅費を支給するといふ事は殆どない。前貸旅費の回収方法は入籍後一定の期間、大抵十五日位は貸銀中より引去らないといふ様な定めがあるが、前貸就職には弊害が伴ふ事少くなく、前記直方町に於ける紹介業者の遠隔地取扱ひの如きは一定人數の志願者を留

め置き先方に電報を發して附添入を呼寄せ、其の附添人は旅費萬端用意して來直するといふ至極理想的の如くであるが其回收の方法及時期等に考へ到れば弊害なくして收まりそうにない。勞働者中にもこの旅費借倒しを常習として居る者少くない状態で現在筑豊地方にては旅費支給の問題は殆どないといつてよい。

第四節 就職の順序

現在普通行はれて居る新入者の有付順序を見れば先づ本人に就て次の如き箇條を取調られる。

- (1) 本籍地
- (2) 現住所
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 履歷の概要
- (6) 家族（稼働者、非稼働者）
- (7) 紹介人との關係
- (8) 既往の外傷及扶助料の額

- (9) 既往及現在の疾病
- (10) 掌
- (11) 教育の程度
- (12) 兵役の関係
- (13) 酒量
- (14) 既往一ヶ月の稼働日数
- (15) 文身
- (16) 賭博
- (17) 労働組合との関係
- (18) 両親の現住地職業、兄弟姉妹の現住地職業
- (19) 近地に於ける親族知己
- (20) 娯樂
- (21) 前科

大体以上の項目に就て詳細なる取調べがあるが、これがためには本籍照會、警察照會を行ふ處が多い坑夫といへば前科者にし何か秘密を有して居るものが流込むといふ概念をもつて居るものがあるとする

ば、それは余りに現在この地方の實狀を知らざるものといはねばならぬ。最近は身に秘密を藏して居るものは返つて炭山に求職しようとはしない。とにかく坑夫の採用には慎重なる態度を執つて居る。

次に見込のあるものは坑内に入坑せしめ稼働場所の實地を見聞せしむる。而して就業出來得ると本人が確信し申込ありたる時始めて附屬醫師の身体検査をなし、其の合格者が労働契約を結ぶ當事者となるのである。尙三井田川にては簡單なる精神検査法及重量物擔ひ等を實地行はしめて居る。

一般に採用の際特に注意せられて居るのは不良にして渡り坑夫と稱せられるものであるが現在筑豊では黒表を相互に交換して是等の入山を防いで居る。労働団体加入者又は前科者等は注意せらるゝものであるが其等の中には非常に良成績のものもあるのであながち排斥せらるゝわけでないが多數労働者を擁して居る事とて小數のものゝために他に累を及ぼすといふ事を非常に氣使ふ所から現在では採用致兼ねるといつて居る。

この就職の場合の調査に就ては職業紹介事業にも實際的に關係が深いのであるから前項目とは別に次に入籍調査の例を示して置く。

入籍調査書		昭和	年	月	日
本籍	籍	縣	市	町	大字
				番地	番地
				氏名	氏名
				代表者	代表者

兵	徵集年 及役種	年	役	學 歴	尋小 高小	卒業 年修業 卒業	最近稼働所 全上退去理由
	歴 位動						
經 歴	業歴ノ概要	業歴ノ概要					
紹介人 及人	紹介人 職業	氏名	町大字	番地	姓名	氏名	職業
指定 近親者	住所 人相 頭髪	縣	市郡	村	體軀 傷痕	氏名	職業
特	趣味 嗜好	酒 煙草 其他	嗜好 其他	性 質 宗 教	文 身 有 無	言語 服裝	其他
同 居 家 族	續柄 職業	氏 名	續柄 職業	氏 名	名	言語 服裝	備考者 批列
	續柄 職業	氏 名	續柄 職業	氏 名	名	言語 服裝	
	續柄 職業	氏 名	續柄 職業	氏 名	名	言語 服裝	
	續柄 職業	氏 名	續柄 職業	氏 名	名	言語 服裝	

業歴ノ概要欄記載方様式へ何々坑何々職自何年月至何年月

第二十一章 結 論

以上石炭鑛業と炭山労働事情に就て一通り述べ盡したと信ずる。至極簡単に纏めて言へば、筑豊炭田は天然に恵まれた寶庫である。我國産業の發展に伴れて將來益々期待される所が多い。而して採炭工學に就ては我國他地方に先んじて常に最進の設備を施し先進國に比し左程遅れて居るものと信じられない。次に労働者の取扱の問題であるが、統轄の方法を直轄になすべき事は當然な事である。勞銀は言ふ迄もなく最も重要條件であるにだん／＼労働者の職別業態、地下労働に絡る特殊事情に考ふれば決して他の労働に比して好遇されて居るとは云へない。これが爲には種々の福利施設を施し、生活費の遞減を行ひ或は女子労働を歓迎して其等の家族に生活費の負擔をなさしめて居る状態である。英國の一九二四年五月坑夫協定賃銀は一週四十八シリングといふ事であるから、一日約四圓に當ることに比すれば甚だ貧弱なるものである。然しながら英國の如きは生活費が非常に高い若くは生活程度が高い爲に彼國での貧民の生活しか出来ないといふことである。とにかく筑豊炭山労働の勞銀は生活費の低廉であるといふ事を前提として考へられて居る様であるが、之亦貧民生活以上の生活は到底望むべくもないのである。稼働時間は保健上からも慎重を要する英國の七時間は實際稼働時間といふが此地方の十時間には非稼働時間が多い状態である。尤も多く請負制であるから默認されて居るのであらうが、仕事の能率を擧げて入

坑時間を短縮する制度を一日も早く實現する事が干要ではなからうかと思ふ。

1011

坑夫の内容諸調査によれば、出身府縣は九州及愛媛、廣島、島根等で前職は従來坑夫であつた者及農業労働者、年齢は十五才乃至三十才、教育程度は小學校卒業者、勤続年數は一年未滿といふ程度である。そして是等の異動は激しく、所在地方農民の農閑期を利用して従業するものがある爲、五月、六月、十月、十一月の異動が最も激しい。及坑夫の雇傭の状態を大体知る事が出來たのであるが、現下の労働需給上より之を見ると都會の失業者が炭山労働者として適當しない事、一定の職業又は技術を有したりし者が炭山労働者に向かない事、年齢の長じたる者及教育程度高き者所謂智識階級が到底従事し能はざる事、余り遠距離よりの就職は望めない事、身体虚弱にして小心な者は適當せざる事、而して炭山の附近居住者、地下労働經驗者、農業或は筋肉労働者にて其労働が炭山労働に比して勤勞の程度の相違しない事、寧ろ従來の労働より炭山労働が勤勞激しからざるといふが如き場合が、有付の可能性を持つて居る事は確かである。

輓近農村より都會に出稼するものゝ多きを加ふるに伴れて、都市労働の失業状態を益々深淵に陥らしむるの風顯著となる時に當り、現在産業界に於て比較的收容力の可能性を有する炭山に其等農村よりの出稼者を向はしめ、堅實なる報酬にありつかしむる事は最も適切な方策であると思はれる而して筑豊地方は他地方に比して其適應性の確實であることも首肯されると共に、好況時代に於て如上の坑夫爭奪誘

拐募集等斯業の發達上忌はしき弊害あるに鑑み、職業紹介事業に俟つ所愈々大なるものあるを認めざるを得ない。

終

